

1. 令和4年第4回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

令和4年9月15日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1 番	本 田 教 治	2 番	長 岡 文 男
3 番	田 代 まさよ	4 番	田 中 義 久
5 番	蓑 島 もとみ	6 番	三 島 一 貴
7 番	森 藤 文 男	8 番	原 喜与美
9 番	野 田 勝 彦	10 番	山 川 直 保
11 番	田 中 やすひさ	12 番	森 喜 人
13 番	田 代 はつ江	14 番	兼 山 悌 孝
15 番	尾 村 忠 雄	16 番	渡 辺 友 三
18 番	美谷添 生		

4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

17 番 清 水 敏 夫

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	河 合 保 隆
総 務 部 長	加 藤 光 俊	健康福祉部長	田 口 昌 彦
農林水産部長	田 代 吉 広	建 設 部 長	小酒井 章 義
環境水道部長	猪 俣 浩 巳	教 育 次 長	長 尾 実

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋 藤 貴 代	議会事務局 議会総務課 係長	三 島 栄 志
--------	---------	----------------------	---------

議 会 事 務 局
議 会 総 務 課
主 事

荻 本 恵

◎開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。

議員各位には、出務御苦労さまでございます。ただいまの出席議員は17名であります。

本日の欠席議員は、17番 清水敏夫議員であります。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

なお、本日からの一般質問におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、答弁する執行部については答弁に関係のある部長のみの出席としましたので、御理解をお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、18番 美谷添生議員、1番 本田教治議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（田代はつ江） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんて決定しております。

質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 渡 辺 友 三 議 員

○議長（田代はつ江） それでは、16番 渡辺友三議員の質問を許可いたします。

16番 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） おはようございます。議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

今回トップバッターということで、平成6年の12月議会以来2回目ということで、本当に緊張をいたしておりますが、よろしく御答弁のほどをお願いいたします。

まず、質問に入る前に、この3年ぶりに開催されました郡上のおどり、郡上おどり、そして白鳥おどり、そして拝殿踊りと開催されまして、無事踊り納めを迎えることができました。

当初はいかなることかと思って心配をしたところでございますけれども、本当に十七夜——私、

郡上おどりしか出席しておりませんので、郡上おどりのことばかり言うかもしれませんが、十七夜が無事に開催できるのかと心配いたしました。自治会、また観光業者の皆さん、そして商工会、郡上踊り保存会、また市職員の皆さんが本当に献身的にボランティアとして出席をし、踊りの会場をつくっていただいた、また、何といたってもその郡上おどりに参加していただいた郡上おどりファンの、全国からの皆さんのおかげで本当に無事に終了をすることができたと思っております。

踊りの輪が一時的には密になることもありましたが、その踊りの輪をきちんと保ち、また大声で返しをすることもなく、整然とした踊りの輪をつくっていただいた、この本当に会場の中におって、整理をしてくれました市職員、保存会の皆さんのおかげだと思っております。

中には、ボランティアで輪の中へ入って協力するのでジャンパー貸してくれという方もあって、本当に今回は皆さん方のおかげだと感謝しておりますけれども、来年こそ三十一夜、踊り助平の皆さんと仲間と共に、本当に楽しい夏を迎えられることを期待しておるところでございます。

地域住民の一人として、今回の踊りが無事に終了できたことを、その力になっていただいた皆さん方に、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。

前置きはこれくらいにしまして、質問に入らせていただきますが、まず1問目の質問につきましては、広報広聴特別委員会で皆さん方と会話をしてきた中での質問を受けた事項でありまして、まず市街地周辺のポケットパークなどの公共の場の清掃は、現在どうなっとるんやというようなことでありますが、この町内の周辺にありますポケットパークや、またそこにありますあずまや、バス停、そして植栽など、以前はいろんな地域の老人会とか女性の会等々で管理をされておったようですけれども、最近見ますと大分手つかずの状況が見受けられます。

あずまやや公衆トイレの屋根に樹木が覆いかぶさり、また歩道には植栽なのか雑草なのか不明なところも目につく次第であります。公衆トイレとか、ああいうあずまやなどの屋根に樹木が覆いかぶさっていると、そこから自然とさびがきてというような、あと余計、何ていいますか建物の傷みが早く来るとようなことも言われておりますが、以前はいろんなところを、シニアクラブなどの活動で、管理をしておっていただいたところが多くあるようでございますが、そのシニアクラブなども世代が変わって、なかなか次へ引継ぎがなされとらん、そんなこともあるようでございます。

今後の、この公共の場の手入れや、また周りの清掃作業については、その取組はどのようにされていくのか、またここで地域へ呼びかけられて、またそういうような活動を促していくというのも一つの手ではありましようけれども、市としてどのようなお考えなのか伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 渡辺友三議員の質問に答弁を求めます。

小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） お答えをしたいと思います。

まず、道路に関しましてですけど、市内におきましては国道をはじめ県道沿いの植栽や花壇は、基本的には道路の管理者において管理をさせていただいております、除草であったり樹木の剪定等が行われております。

ただし、一部の花壇等につきましては、ただいま議員のほうからお話がありましたように、シニアクラブさんであったり地域のボランティアの方々にも管理をいただいているところがございます。

また、市街地及びこの周辺の市道につきましてですけど、箇所は少ないわけですけど、除草であったり樹木の剪定等を市が直営で行っておるところでございます。

最近では、シニアクラブさんやボランティアの方々に管理していただいたところが、お話があったように、高齢化等によりまして作業が行われなくなっており、そういった箇所については、本来の道路管理者のほうで管理をしていくようにしておるところでございます。

また、あずまや等の植栽や花壇についてですけど、こちらは一応観光課のほうの所管ではございますが、市街地を訪れまして、散策で多くの観光客が訪れるポケットパーク等の施設につきましては、優先的に順位づけをしまして、樹木の剪定等を市のほうで行っているところでございます。

また、ボランティアの方々によって実施されてる施設も、少数ではありますが、中には毎年行われずに手入れが行き届いていないところ、こういったところも見受けられるようでございます。

また、公衆トイレでございますが、こちらは契約管財課の所管管理となっておりますが、こちらについては、委託しております清掃業務の中で建物の外観などの環境も定期的に確認して対応している状況でございます。また、トイレの周辺の植栽の手入れや草刈りについては、年に1回踊りシーズン前に市の職員において対応しておる状況ではございます。

先ほど、冒頭にもありましたように、踊りが今年度から一応開催したということで来シーズンの踊りシーズンに向けては、植栽や花壇等の清掃整備を行うよう指摘を頂きましたので、手入れが行き届いていないところもありますので、各所管におきまして状況を確認した上で対応をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

(16番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） 答弁いただき、ありがとうございます。

これは、虹の会の皆さんとお話ししたとき出た話なんですけれども、職員が毎朝行き来するところでさえ、草が取ってないと、何を見て歩いとるんやてな話にもなるんですけれども、毎朝周りを見回してばかりもおりませんし、なかなか道路の反対側などで見落としがちのところもありますので、その辺は答弁しときましたけれども、ちょっとよく、せめて毎朝の毎日の通勤のときが、ちょっとみんな1時間ぐらい早よ出て道筋の草を取るなりの、また方法も考えていただきたいと思うわ

けです。

そして、公園等のトイレの話、委託業者がっていうお話が出ましたけども、これ以前の話なんですけど、ちょうど愛宕にありますトイレ、木の葉が詰まって、あそこケヤキか何かの木があって、あれも誰が植えた木でなしに自然にあれだけ大きくなった木なんですけれども、その樋が木の葉で詰まっておるのを、清掃される方がよわった、詰まってまってってなこと言われて、そのときはそれは業者が会社のほうにそういつて見てくれよってな話したら、どうも会社では予算がないのでって、予算かかるわけないと思ってたんですが、その後で市のほうでやっていただいたって結構なんですけれども、どうもその辺での委託業者が具合ようかみ合っていないようなところがあるようですので、今後また委託等される場合にはその辺もよく注意してやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

そんなこともありますけれども、やっぱりまた、地域住民が手を出す、そして周りを美しくするっていうのも一つのこれは大切なことだと思いますので、自治会等でまた御協議もいただく中で、そんなところが進めていけたらと思いますので、御検討をお願いいたします。

また、2点目の地域内の市道などの、草刈り等のその時点での、けが等があった場合にはどうなんやと、どこが責任持つんやというようなことでありますけれども、これも地域で懇談会のときに出了お話なんですけど、地域にあるその水路、市道等を、団体でやるんでなしにちょっと近所の人声かけてやっとなる場合に、けがをしたときはどうなんやろうやという御相談でした。

それで、そのときおった皆さんに聞くと、それぞれ地域ばらばらで、なかなかこういうふうやという話にまとまらなかったんですけれども、行政としてその辺の何て言うか、そういうときのけがに対して何らかの保険等への検討はされていないのか、あくまで呼びかけた人間が、そりゃボランティアでやっとなんやでそちらのほうでという考えなのか、その辺についてはどのようにお考えかお伺いをしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） お答えをしたいと思います。

ただいまの御質問にありました、自治会等における活動も含めてのボランティアの方々ということでございますが、各自治会の単位では事故に備えて傷害保険に入るような対応が取られております。これは、一応、各7地域の単位ごとで一定の統一をしているようでございますが、しかし、ただいまお話がありましたように、少人数の方で自主的な活動としてボランティアで行っていただいているときは、その活動、基本的には規制のない行為ということではありますけど、作業の内容であつたりその範囲、時期、頻度、参加者等の把握が難しいというところもありまして、基本的にはあくまでも個人の方々の責任において活動をしていただきたいなというふうに考えております。

なお、国道や県道、こちらの道路の維持管理の中には、ボランティアの活動制度がございます。

これにつきましては、いずれも事故に備えた傷害保険を国や県が負担をしてございます。この場合も、やはりその作業の内容であったり、範囲、時期、頻度、参加者数等を登録いただくか、もしくは管理者といわゆる団体が協定を結んで活動していただくということが条件になっておりまして、それで一応そういったフォローをさせていただいておるところです。

やはり、登録あるいは協定を結ばないボランティアの活動ということになりますと保険の対応ということは、一応各自の御責任でお願いしたいというところになってます。

ただし、この制度も市の場合ですと、国道、県道はどっちかという線的な対応になりますけど、市の管理道路はどっちかという面的な対応かなり範囲が広がるということもありまして、現在ではこの制度を市のほうが使っているところではございませんけど、国や県はこういった制度がございます。

いずれにしても、そのボランティア活動等によりまして地域の方々に御協力をいただいておりますことに対しましては、大変感謝申し上げますところでございますが、作業を行われる場合には可能な限りで個人の方々に、そういった保険等対応いただければというふうに思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

(16番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） ありがとうございます。

そして、地域で集まってできるのならいいんですが、そうでなしに年寄り仕事でやっとなというように、この地域は昨日もちょっと5番議員のほうからも話も出ておりましたけれども、天も広くて水も豊富でそして獣害もなく、それから土地が平坦、ないのは若い力だけでありまして、なかなかそういう土地があったって若者は手を出さない、だから年寄りが農地を守るためにやっとなやというようなことで、本当に何ていうか一つ一つそういうボランティア作業の、ボランティアっていますかそういう作業にしても大変な中をやっていただくわけですので、また別の面でそういう、昨日はなかなか支援制度は見つからなかったような状況ですけども、もう一度その辺については農林部長のほうで、今日出席はないですけども、検討していただいてその地域へも何らかの支援がしていただけたらというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、2点目であります。

これからなんですが、行楽客などのごみ処理対策ということで、お伺いや、またちょっと提言やらをさせていただきたいと思うわけですけども、コロナの3年目の夏も終わりまして、いよいよ行楽の秋へということですが、昨日もスマホのほうにひるがの高原が秋の花でいっぱいだという写真が出ておりましたけれども、こういう行楽のシーズンが郡上市、そしてその後にはスキー王国としての郡上の雪の季節へと移っていくところではありますが、この四季型観光の郡上市と

して、今年こそ秋から冬の行楽客に大いに期待をしたいところであります。

そんなことで、いつも行楽客イコールごみ問題というようなことがありますけれども、この行楽客のごみのポイ捨て等について、質問やら提言、提案をしてみたいと思います。

今年の、この郡上おどりを振り返ってみますと、度々郡上おどり出て申し訳ないんですけども、露天商やとか、そして会場内での飲酒、飲食が禁止されたこともありまして、本当に朝になってもごみのない、またお盆のときはボランティアで随分清掃作業をしていただきましたので別ですけども、普段でも会場から駐車場までの間にいろいろとごみが捨ててあったところなんですけども、今年は本当にきれいなまちが印象づけられたことであろうと思います。常にこうしたまちを期待しているところでありますけれども、中には個々の駐車場でもそうだったんですが、車止めてあったその下にビニール袋に入れて置いていたりとか、それとコンビニでもお話聞いたらやはりコンビニの入り口のところにビニール袋でよそのごみが捨ててあったりとか、いろんなことがあったところであります。そういう状況をお聞きする中で、キャンプや、またドライブ、そしてツーリングで訪れる行楽客の皆さんがごみの処分に一番悩んどるというようなことをお聞きをしました。

実は、自分の連れが、こないだ7月の半ばに郡上へ単車で来ておったんですが、2週間ほどしたら北海道を50のカブで北海道一周しとるような若者がおったんです。それが連絡をくれたんですけども、実はそんなことで本当に、各行楽地行っでごみを捨てる、処分することに大変悩んどるというようなことをお聞きしました。

以前ですと、河原でキャンプをやられてそのままごみが放ってあるとか、いろんなこともあったところでもありますけれども、本来ですと自分が出したごみは自分で持ち帰る、来たときよりも美しくするというのが、これは鉄則ではありますけれども、なかなか現実には遠いというようなことで、現在はどこの自治体でもそのごみかご等ないようであります。

それで人目につかないような、通りの物陰などに、そして植込みの中などに置いていかれる、そんなことがあるわけではありますが、そこで今後への取組として、2点ほどちょっと提言やら、何ていいますか資料としてお話ししたいと思うんですけども、先ほどそういった北海道を回った連れが知床、羅臼の観光客用の専用のごみ袋、10リッターのごみ袋を100円で、かなり高いです、そんな値段で販売しておって、それを買ってそこへ入れてその店の営業時間内にそこへ預けていくというような方法が取られておるようであります。

また、北海道全体でも、きれいな北海道でおもてなしをということで、観光客用専用のごみ袋、市町村全てばらばらにやってみえるんですけども、単価的にも違うわけですが、そういうごみを預かるエコステーションを設置して、少しでもそういう行楽客の利便性を図つとると、そして美しい郷土を守つとるんだというようなお話でありました。

郡上でもやはりドライブやツーリング、またキャンプ、そして特に釣りなどの行楽のお客さんを

対象としたごみ袋を、指定のごみ袋を販売して、指定の箇所で回収し、観光客への利便性を高め、そしてポイ捨てなどを解消していくと、そんな観光と、また環境の両面を図る取組、そんなことに向けて、ちょっとアクションが起こせないだろうかということではありますが、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 猪俣環境水道部長。

○環境水道部長（猪俣浩巳） 行楽客などのごみ対策ということの御質問でございました。お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルスの影響によりまして、多くの業界において利用客が激減するなど、大きなダメージを負いました。ところが、キャンプをはじめとするアウトドア業界には、むしろ追い風となったようです。郡上市は、美しい四季に応じて多くの観光客が訪れますが、今後増加することも考えられます。

渡辺議員よりお話のありました、観光客用のごみ袋を導入している自治体は、全国で北海道の羅臼町と東京都の奥多摩町の二つがあるようです。

羅臼町では、取扱店において専用ごみ袋の販売と店舗の営業時間内での回収を行っており、協力店舗は20店舗ほどあるそうです。

奥多摩町では、観光協会が窓口となり、土日祝日に駅前にテントを設置して、午後6時まで販売と回収を行っているそうです。

いずれの自治体も、主な利用はキャンプ、バーベキュー、釣りに訪れた観光客だそうです。ある程度のごみは回収できているという実感もありながら、回収時間外には、そのごみ袋が不法投棄される事例があるなど、課題も多いようです。

仮に新たな規格のごみ袋を作成するには費用的な負担が大きいことや、販売店との回収の仕組みをつくることも容易でないことから、郡上市といたしましてはごみの持ち帰り等不法投棄の抑制を一層推進するとともに、環境美化への市民の意識の向上を図り、不法投棄をしにくい美しいまちづくりを目指したいと考えます。

現在も取り組んでおります、4R運動や5月30日付近で行います目指せごみゼロみんなの清掃日、また、郡上市清流長良川等保全条例の周知と啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（16番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） 当然、そういう答弁にはなるとは思いましたが、北海道全域で、今、こういうことができないかということで実証実験として、全域で取り組むというようなことが書かれております。

千葉かどっかでも、その取組を進めようというような動きがあるようですが、実際にはどれだけ呼びかけたって、ごみは置いていかれる、それで今、部長言われたように、絶対このまちではごみを放置してはいけない、放置させない、それには何やっていったら市民自体がごみの放置をしない、必ず決められた場所での指定日に出すというのがそりゃ原則なんですけれども、なかなかそれすらも守られんというようなことでありますが、何ていいますか、郡上ここだけだと思ったら大きな間違いで、北海道広いと思っても小さな拠点でやってみる、これが白山ユネスコエコパークを考えたらどうだろうということで、本当にその一つである岐阜県の郡上市が、そこから始めていくそんな活動がまずは取っかかりとしてできないか。そのごみ袋つくるのにかかるかもしれん、それで実際これ羅臼町なんて人口が4,482人、そんな小さな町でもこれだけ袋つくって取り組む、全て金額ではないと思うんですが、いかにしてやるか、そして市民がいかにして、例えば協力してそのごみステーションを設置するか、そこへ絶対市民はごみを入れないと、そんな徹底したことができない限りはそれは無理かと思いますけれども、その辺についてまず実証実験等に、また踏み切るようなまちとして、市として取り組んでいただきたいと、かように思うところであります。

これ以上質問しても、なかなかこれは即解決できる問題ではありませんので、今後に向けてこの観光客含め、また市民含めてごみのないまちつくるにはどうするかという点を真剣に考え、また市民も考えないかんと思いますが、よろしく願いをいたします。

3点目ですけれども、これもまたごみに関係するんですが、ビニールシートやプラスチック製品などの不適切な放置の解消ということで、御質問やらお考えをお伺いしたいと思っておりますけれども、いつでも台風や大雨の荒れた後には、河川にビニールシートが柳の枝に引っかかっったり、そしてまちの中には飲み終えたペットボトルなどが捨てられておることがあります。

また、不要になったプラスチック製品がいろんなところに放置されたまんま、片づけられずに放置されたままになっておることも目にするわけでありましたが、そうした製品等が経年劣化して、シートやプラスチックは自然と風雨にさらされて細かくなって海へ流れると、そういうたとえプラスチックにしたって、個人が適切に管理をすれば、川に、また海に流れることはなし、そして海洋汚染の原因となることもないわけでありましてけれども、なかなかそれができてない、できないというような現状もあります。

以前もちょっと新聞で、小さなプラスチックのごみから小物をつくったというような新聞記事も出ておりましたけれども、そういう小さなプラスチックごみをつくらないような、出ないようなことが大切であります、マイクロプラスチックごみとならないよう、そんな適切な管理が必要であるけれども、現在の状況はどうなのでしょう。不適切な状況の解消に向けた策はないのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 猪俣環境水道部長。

○環境水道部長（猪俣浩巳） お答えをさせていただきます。

郡上市のプラスチック資源ごみの収集方法といたしましては、各地区のごみステーションで定められた日に収集するほか、エコプラザ郡上クリーンセンターへの持込みにより分別収集しております。

また、容器包装プラスチックにおきましては、ごみの分別の種類の多いことに対する高齢者や転入者の方からの意見を基に、令和2年4月より可燃物として取り扱っております。

プラスチック資源ごみの令和3年度処理量につきましては、ペットボトル、食品トレイ、発泡スチロールを合計いたしまして約65トン、分別収集し、リサイクル業者により処理されております。

国内の動きといたしましては、海洋プラスチック問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する需要の高まりから、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月1日から施行されました。

内容としましては、製造事業者向けのプラスチック使用製品の環境配慮型設計指針を策定するとともに、指針に適合したプラスチック製品の設計を国が認定します。国が認定商品を率先して調達することやリサイクル設備を支援することで、認定製品の利用を促すこととされています。

また、コンビニ等でスプーン、フォーク、ストローなどの使い捨てプラを削減するため、提供事業者に対してポイント還元や代替素材への転換の措置を講じ、消費者のライフスタイルの変革を促すなど、となっております。

法律の施行に併せ、郡上市においては郡上クリーンセンターの更新に併せ、製品プラスチック等の分別の在り方について検討を進めることとしております。

今後、市民に対してプラスチックごみに関する広報等を行う際には、渡辺議員の御指摘の経年劣化により破損したブルーシート等も含むプラスチック製品の適切な処理につきましても、併せて周知するよう努めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

（16番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） ありがとうございます。

ごみ、プラとかそういうものの収集のとき、きちんと出される家庭はいいんです。よくまちの中歩いておっても、プラスチックの植木鉢が半分欠けたようなのが据えてあったりとか、そうして据えてあるのがいつの間にか風で吹かれたり、ちょっと飛んでだんだんと碎けて水路へ入ってというようなこと、そういうようなこといかにして、何ていうか破れたビニールシートでも同じなんです。が、そういうものをいかにして適切に処理していくかっていうのが、今本当に大事なんだろうなというふうに感じておりますけれども、言ってみりゃプラスチックの植木鉢、プランターにしたってその持ち主の財産といやあ財産になるんですが、それでなかなか口の出せない問題かもしれません。

けれども、そうしたものを適切に片づけてくださいよってというような言えるまち、そんなことを目指していきたいなというふうに思っておりますが、時間も来ますので終わりますが、実は先日、全協のときでしたか、議長から配られました令和4年度の海洋プラスチックをはじめとするプラスチックごみ問題に関する特別委員会第1回委員会日程ということで、田代議長は全国の議長会議の県代表として入って、委員として入ってみえるわけですが、積極的にこの問題については、今後、議長さんも御苦労さんですが、取り組んでいく必要があるのではないかというふうに思います。

なかなか結論の出る問題でありませんで、ちょっと時間もかかるかもしれませんし、市民の大いなる協力が絶対必要だと思いますので、その辺少しずつでもごみのない美しいまち、そして海洋プラスチックごみを出さない、そんなまちにしていけるように今後においても、議会もまた行政のほうも一緒になってやっていく問題だろうと思いますのでよろしくお願いを申し上げまして、時間もまいりましたので質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、渡辺友三議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時25分を予定しております。

（午前10時12分）

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前10時26分）

◇ 原 喜与美 議員

○議長（田代はつ江） 8番 原喜与美議員の質問を許可いたします。

8番 原喜与美議員。

○8番（原 喜与美） おはようございます。それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回も、2点質問をさせていただきますが、よろしくお願いをいたします。

まず最初に、相続放棄をされました不動産についてということでお伺いをいたしたいと思います。

市内には、土地や建物の不動産を有する世帯が多くございます。過去においては、これらの不動産はそれぞれの家庭において、先祖から伝わる重要な資産として大切に引き継がれ守り通されてきたものでございます。

しかしながら、近年は相続権利者が相続を放棄される事案が見受けられるようになりました。現に、私の近所でその事例が発生をいたしました。

田舎の農村地帯では、以前には考えられないことでありますが、私の近所の事例を申し上げますと、未婚の息子さん一人暮らしの家で、その息子さんが亡くなれば直系の相続人が見えないことから、相続権利者が広範囲となり相続の手続が複雑かつ面倒なことになりまして、権利者全員が協議

の上、相続の放棄をしようということになったということでございます。

私も近所であることから、相続の責任者の方を探しまして状況を確認いたしましたところ、岐阜の裁判所へ相続放棄の申出を行い受理されましたので、私たちは今後は一切権利がないので関知しないということでよろしく頼むというお話でございました。

しかしながら、土地や建物はそのままそのところに残っております。現在では草が生い茂って大変な状況になりつつあります。地元の組長やまた自治会も手をつけることができず、大変都合の悪いこととなっております。

こうした不動産を預かる地域の自治体としても、これは厄介なことだというふうに感じております。特に現在では、田畑については雑草が生い茂って、周辺の田畑に悪影響を来しております。また、家屋につきましては、防犯・防火の面において心配の種ということであります。

こうした事例が発生した場合、地元の自治会やまた地域の自治体は、どのような対処をすればよいのか、不安な状況であります。こうした場合の対処方法を、国や県などの関係機関に尋ね、しっかりとその対処方法を会得していただきまして、自治会等へつなぐ必要性を感じます。

そこで、私、裁判所へお尋ねをいたしました。裁判所では、相続放棄の申請の受理はしますが、その後の対処方法については裁判所ではどうすることもできないというのが率直なお返事でございました。したがって、裁判所としては後のことは弁護士を通じて対処方法を検討してくださいというお話でございました。

地元の自治会としましては、やはり身近な市役所へ相談する道が一番早いということで、いちいち弁護士を通じて解決をとすることは大変でございます。また、市としても固定資産の管理や資産税の課税、また徴収等についても支障を来すことと思います。

こうした事例が、今後発生する可能性は十分にありますので、最低限の対処方法をしっかりと会得していただきまして、地元の自治会や周辺の住民の要望また苦情に対し、よきアドバイスができるようお願いをしたいと思います。

そこで、お尋ねをいたします。

こうした事例が発生した場合の、自治会や周辺住民へのアドバイスについてお伺いをいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（田代はつ江） 原喜与美議員の質問に答弁を求めます。

小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） それでは、相続放棄の件についてという御質問でございましたので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まずはじめに、この相続放棄の状況について、少しお話をさせていただきたいと思います。

全国の家庭裁判所のほうで受理をされます相続放棄の申述の受理件数、こちらは令和元年度で約

22万5,400件あるそうです。平成26年からの5年間の推移を見ますと、年々約8,700件増加しているという状況というようにございます。

その放棄の理由でございますが、これはこの統計の資料では確認はちょっとすることはできないわけですが、今議員のほうの御指摘のあるように、いわゆる個人さんの資産状況が債務超過ではなくして、そういった場合以外の理由、それによって相続放棄をされる例がどうもあるようでございます。

この相続放棄をされた不動産についてですけど、その後の管理がどうなるのかということについて、法令のほう少し調べたところ、民法の第940条第1項に相続の放棄をした者による管理というところがございます。ここには相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が、相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけると同一の注意を持って、その財産の管理を継続しなければならないという文言がございます。

いわゆるその財産放棄をしても、次の相続人あるいは管理者が正式に管理を始めるまでは、自分の土地と同じような注意を払って管理をしていくということがうたわれているようでございます。

この規定の内容につきまして、私どもも裁判所のほうへお尋ねをしましたところ、やはり具体的な法令の適用の解釈は、議員もお聞かれなされた同様に弁護士を通じて対処方法を検討するようにという指導がありました。

例えば、自治会の方々の善意で付近の草刈りや見回りをするということについては、やはりその相続放棄された方の同意がいただければ、可能にならないかということにつきまして、やはりまずは専門家である弁護士の方に相談されてはどうかというアドバイスがありました。

郡上市内におきましては、法律の専門家であります弁護士の方による無料相談、あるいは司法書士の方によります無料相談が、それぞれ毎月開催をされております。できればそうした機会に活用されまして、御相談をいただくというのも一つの方法ではないかというふうに考えます。

なお、令和5年の4月から、先ほど申し上げました民法の規定については改正後の規定が適用されるそうでございます。また同時に、新たに創設をされます相続土地国庫帰属法も施行されることから、今後は相続されない不動産の取扱いがこれまでとは変わってくるのではないかというふうに思っております。

この相続放棄されました不動産にあっても、これ何分にも個人の財産権に関わることでありますので、法律の解釈など難しい問題もあることから、市としまして専門の方々へ相談をするようにという御助言もさせていただきながら、適正な取扱いができるように御指導させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

(8番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 原喜与美議員。

○8番（原 喜与美） 御答弁ありがとうございました。

今、答弁頂きましたように、地元の自治会としましては、やはり市役所へ相談するのが一番身近であり、また詳しいこともお聞きできるということでございますので、今、答弁の中にもございましたが、それぞれ相談会等にも出向くこともいいんですが、窓口相談に市民の方が行かれた場合、そこでいついつ相談日があるからそこ行って聞いてくださいでは、ちょっと寂しいと思いますので、窓口ではある程度のアドバイスができるようにということでお願いをしたいと思います。

今、日本中の相続放棄の件数がすごい件数でびっくりしましたが、私の地元であったのはまだ1件ということでございますけど、郡上市ではあまりまだないことかもしれませんが、全国的にはすごい数字のそういった案件が出るということでございますし、先ほど申し上げましたが、今後とも郡上市でこうした事例が出ることがあると思いますので、住民の皆さんの迷惑等々があった場合の相談にはしっかりと対処していただきたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、この質問につきましては終わりました、次の質問に移らせていただきます。

市内の文化財に対する説明板等の設置について。

当初の通告では、説明板のことを案内板というふうに書いておりましたので、古い資料をお持ちの方は案内板になっておるかもしれませんが、私の意図とするところはその文化財そのものの説明をした板ということで、市内の文化財に対する説明板等の設置についてということでお伺いをさせていただきます。

市内には有形無形の文化財が、国、県指定も含めまして900点以上を超える貴重な文化財があります。これは県内でも高山に次ぐ第2位の保有数を誇っております。こうしたことは、古い歴史を持ち、いにしえより先祖代々それらの文化やまた文化財を守り維持してこられた賜物で、先人の皆様の御努力に敬意を表すものであります。私たちも、未来の世代へこの貴重な文化財を先人同様引き継いでいかなければならないと考えております。

こうした文化財の所在地には、文化財を紹介する標柱が設置してあります。この標柱によって、文化財の所在を知ることができる重要なものでございます。標柱は国、県、市ともに、指定された文化財の名称や指定日等の記載がされており、内容は規定に基づいて表記されておりますので、管理もしっかりされております。

そこで、私が申し上げたいのは、標柱以外に文化財の所有者や、また地区の自治会、または地元の団体等が独自のその文化財に対する説明板、または案内をする案内板を設置しておられる場合が多くございます。

こうした説明板等で、詳しい情報を得ることができますので、大変ありがたいことではあります。その説明板については様々で、大きさも形態も様式なども多種多様であります。また、中には

由来とか、また由緒などの説明板等もごさいます。

こうした貴重な文化財の説明板であることから、設置に対する規定もあるべきと思います。と、申しますのは、これらの説明板を誰が設置されたのか不明であるということでもあります。そのため、説明板等が古くなったり、また文字が見えなくなったりというような場合に、どなたに聞けばいいのかということが分からないという、そういう対処ができないということでもあります。

設置に当たっては、いろいろな制約があるべきと思いますので、市としての統一した設置規定というのは検討していただくことはできないものかと望むものでございます。

私といたしましては、最低限、設置される時期、またその看板を設置された方、またはその方の連絡先等が、その看板の裏側に記載するなどということを義務づけができないものかと願うわけでございますが、お考えをお聞きいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 原喜与美議員の質問に答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、答弁をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、文化財種別、名称や指定期間を記したものや、文化財を解説しました説明板などが多数ございます。記載内容や大きさや形状、材質なども様々であり、設置者も市や所有者の方、関係団体などのこともあります。

一つの事例として、八幡町文化財保護協会で過去に設置されました城下町のあとなどを記します説明板につきましては、設置年度、設置団体も記載されたものもございます。説明板の材質や形状、様式は文化財の種類や設置場所により、複数の種類がございますので、ある程度統一されたほうがよいと私どもも考えております。

市が設置した場合の事例でございますが、都市計画部局と文化財部局で策定しました郡上市歴史的風致維持向上計画では、郡上八幡北町重要伝統的建造物保存地区を核とした八幡都市計画区域を重点地域として、都市住宅課で由緒書き整備事業を実施いたしました。

歴史的風致を構成する要素を対象として、これまで設置されていた説明板の現状を確認しまして、当初の設置者や現在の管理者の了解を得まして、歴まち事業として、標柱型、壁掛け型、自立型、小屋根付き自立型など統一したものを整備いたしました。また、英語の表記も加えたりしております。記載内容につきましては、教育委員会社会教育課の文化財担当で精査しておるところでございます。

また、伝建地区の説明板を設置する際は、都市住宅課が設置しました様式と同じものを取り入れております。

今後の方針でございますが、歴まちづくり事業で設置しました説明板の様式を共有しまして、市が設置するものについては共通の様式としていくことで対応できるものと考えております。

また、現在、指定文化財や未指定の文化財を保存、活用していくために、文化財保存活用地域計画の策定に取り組んでおります。この計画の中で、文化財の活用につながるものとして、説明板の現状を踏まえ、設置の方針検討を位置づけていければというふうに考えております。

また、議員御指摘の民間の団体や個人などが設置する際のガイドラインも作成を検討してまいりたいと考えております。それ以外にも、参考となるよう示していけるかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 原喜与美議員。

○8番(原 喜与美) 御答弁ありがとうございます。

詳細にわたって検討をしていただけるという答弁いただきまして、うれしく思っております。

観光客の皆さんとか、または見物人の皆さん方が、その文化財を見に来られた場合、そうした説明板等がしっかりしていれば、その文化財についてまた見る趣というものも変わってくると思います。

どうか、今、御答弁にありましたように、今後もこういった説明板等については、しっかりと見守っていただきたいといいますか、規則等の中でお守りいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

以上で、2点の質問が終わりまして、私の持ち時間の半分も消化をいたしておりませんが、皆様との御答弁しっかりいただきましたので、時間は大変余りましたがこれで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(田代はつ江) 以上で、原喜与美議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時を予定いたします。

(午前10時46分)

○議長(田代はつ江) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時00分)

◇ 山 川 直 保 議 員

○議長(田代はつ江) 10番 山川直保議員の質問を許可いたします。

10番 山川直保議員。

○10番(山川直保) それでは、通告に従いまして一般質問を行わさせていただきたいと思います。

今回は3点の大項目を用意させていただきました。よろしくお願いしたいと思います。

それでは、1つ目の質問といたしまして、農業生産資材の高騰対策についてということを質問さ

せていただきたいと思います。

このことにつきましては、このウクライナへのロシアの侵攻とともに農業の化学肥料の原材料等が不足いたしまして、特に化学肥料の値段が昨年からかけて急激に高騰しているということが一つの問題だということを思っております。

今や、本市におきます農業生産現場におきましては、近年の異常気象に対応する取組の中で、特に夏野菜の生産につきましては経費の増大や人員確保が一番の課題であることが実情でございまして、また、コロナ禍によりまして海外からの研修生等が渡航できなくなりまして、大変人手不足が続いておりまして、そのため、特に作付の面積が減るなど、本市の農業にとっては大きな影響を与えていることは言うまでもございません。

そうした中、JAめぐみのおきましては、その農業資材、または肥料につきましては前倒して契約して、早期発注によりまして、その価格を少しでも遅らせて農業生産者のためにという形は取っておると思います。

しかしながら、全農からの報告によりますと、さらに来年度、令和5年度は上がるということは言われておりますし、特にまた、資材におけます段ボール、主要品目であります高鷲の大根におきましては30万箱、それが15%から20%上がるという通告も早くも来ておりまして、このことに郡上市はどのように対応していくかということを思うわけでございますが。

郡上市がコロナ禍において対応してきたことは、特に市民の弱者、そして商工業といったところには早く手を打って、このコロナ禍を乗り越えてきたところでございますけれども、今になってウクライナの侵略とともに、こうしたエネルギーの高騰も含めまして、この波が今襲ってきておるとい状況でございます。

国はそれに対してまして、令和4年のコロナ対策予備費の中から787億円というものを農業のほうへ向けまして、例えば、化学肥料の使用量を20%以下抑えた場合に、国内産の有機肥料、また堆肥に変えた場合においては、その差額の70%を補助するといったような、肥料の価格高騰対策事業というものをを用いて進めているわけでございますが。

特に、この地方におけます土の中に入るものに対しまして、その有機肥料、堆肥等を多く使いますと、タネバエ等の発生がもう絶対不可欠でございまして、タネバエが刺すと、その痕が黒くなって、やはりこの製品というものが上質に保たれないということで、値段も下がるということもございまして、なかなか、こうした自然の有機、または堆肥肥料に頼るわけにはいかないといったことが現実でございまして、この事業には、本市においては当てはまらないという分は多分にあるんじゃないかということを思っております。

ですから、本市としては、特に国、県にもそうしたところを訴えるとともに、市単独としても、そうした施策をしっかりと考えておかなければならないということを特に思っております。

こうした中で、本市におけます主要品目の大根、柿、またイチゴ、ハウレンソウ、そしてトマト、シイタケなどございますけれども、今回は特にひるがの高原だいこんの生産資材に係る肥料単価——価格がどれだけ高騰してきたかということにつきまして、ＪＡのほうへお聞きいたしました。

その結果につきましては、肥料については令和３年から令和４年８月にかけては、変動率は157.1％、そして農薬につきましては令和３年ベースから令和４年８月期にかけての変動率は119％の増、資材につきましては令和３年から令和４年夏８月にかけて変動率は121％と、さらには来年も高騰すると、先ほど言いましたように言われております。これは、本当に本市の農業がもたないのではないかと、私非常に憂慮するわけでございますけれども。

やはり、この郡上市というのは、農林水産、特に農業を基盤とした観光立市が成り立つとということ为基础として考えると、ぜひとも来年度におきましては、市単独の補助事業も今からしっかり練っておいて、それをしっかりとスタートと同時に施行するということを強く望むわけですが、部長の所見を伺いたいと思います。

○議長（田代はつ江） 山川直保議員の質問に答弁を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、山川議員の御質問に対して回答させていただきます。

御指摘のとおり、国際情勢、また円安等によりまして、肥料だけに限らず、農業資材ほぼ全てが価格上昇、高騰しておるといような状況でございます。

今事例でもおっしゃっていただきましたけれども、大根の生産組合では値上がりを見据えて、農協さんと協力をしながら、来年分を例年より早い段階で確保をして、価格を少しでも抑えるというような努力もしておっていただくんですけども、土壤改良剤で比較をいたしますと、前年比で1.04倍から、最も上昇したものについては1.65倍ということで値上がりをしておるといようなことで、議員さんも先ほど報告をしていただきましたけども、そういうような格好で、大変資材等が高騰しておるといような状況でございます。

令和４年の当初、今年に使用した肥料、また資材については、全農さん、またＪＡさんが価格上昇分を負担をいただくといようなことによりまして、肥料、また資材価格の上昇を極力抑えて、農家の負担軽減に努めていただいたところでございます。

ただ、不安定な国際情勢、また円安傾向は長期化をするとも言われておりまして、物価上昇の影響も今後も長く続きまして、農業を取り巻く環境が一層厳しくなるということを懸念しております。

令和５年用の肥料価格におきましては、先ほど議員さんもおっしゃっておられましたけども、この11月にまた価格改定が予定をされておりまして、さらなる価格の上昇が見込まれておるといことでございます。肥料に限らず、農業資材全体の価格上昇がどこまで続くかというところが見通せない状況でありまして、令和５年は今年以上に厳しく、農家の経営を大きく圧迫するのではないかと

ということを懸念しておるところでございます。

このような状況により、肥料の高騰への支援ということで、議員さんのほうからも御紹介がありましたけど、国は肥料価格高騰対策事業を新設をされたということでございます。

この事業は、化学肥料の使用量2割低減に向けた取組を行うことを条件に、前年度から増加した肥料費の7割を支援するというような事業でございます。

この化学肥料の2割低減の取組としては、御質問の中にもありましたが、肥料の利用のほかにも土壌診断による施肥設計、また生育診断によります施肥設計など、15のメニューのうちから2つを選択して取り組むことが求められておると、この条件に当てはまれば7割を支援しますよというような制度なわけです。

議員のおっしゃられます堆肥の利用が難しい場合も、農家、また県、J Aと連携しながら、ほかのメニューで対応がでんかということも検討いたしまして、国の補助事業の活用も検討していきたいというふうに考えております。

国の肥料高騰対策事業では、肥料価格増の支援となっておるわけございまして、現在のように、肥料以外の資材も高騰しておるという現状では、支援を十分に受けられない農家さんもお見えになるというふうに考えております。

市としても、国の肥料高騰対策事業の活用方法も探りつつ、資材費等の高騰対策として、市の単独補助についても検討して、農家の支援に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(10番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 山川直保議員。

○10番（山川直保） 前向きな答弁をありがとうございました。

今、答弁にございました国の事業なんですけれども、これは本当に技術的に活用するには難しいこともありまして、例えば本当に局所の施肥については、特殊な機械です。それ等を用いるとか、そして、絶えず土壌成分の調査をして管理をしっかりすれば、それは可能かもしれませんが、それが全部の圃場について土壌の質も違いますから、そこでどれだけやればいいのかという科学的根拠は、県の普及員さん、多分、幾ら真剣になっていただいても、なかなか管理しきれない部分もあるかもしれません。ですから、私は必ずこの単独事業、もしくは国が新しく事業を出してくるのならば、それに対しての上乗せというものを本当に考えていただきたいということを思います。

そして、やはり市長さんも同じようなお考えで、部長さんが答弁されるのを許可されたのだと思いますけれども、是が非でもお願いしたいことと、やはり今この郡上市の高原の圃場というのは、開拓事業からはもう数十年、半世紀たっております。ですから、やはり地力ももちろん落ちますし、そして、連作も非常に障害も出てきております。そうした場所はどうなっているかといいますと、

今は牧草地、もしくは完全な耕作放棄地になっているんです。

今からもっともっと機械化が進んで、GPSなどを用いた機械が使われるようになってくことを考えますと、再度の圃場整備といいますか、再度の耕地整備が必要になって、大面積をうまく作って、土を入れ替えてしまうといったようなこともこれからは本当に大事なかなと思います。そうしたことによって、新規就農者や、そして後継者が本当に笑顔で農業ができるような郡上が、ずっと持続できるんじゃないかということを思っておりますので、端的に今の肥料高騰問題のみならず、長期的にもまたお考えを賜りたいということを思って、この質問を終わります。

2点目の質問でございます。

プラごみゼロ宣言についてでございますけれども、その前に申し上げておきたいなと思うことがございまして、今年度、令和4年度、全国の市議会議長会におきまして、海洋プラスチックをはじめとするプラごみ問題に関する特別委員会というのが設置をされました。33県35名のメンバーで委員会がそろったわけでございますが、くしくも当田代議長が、岐阜県でももちろん1人でございますけれども、その委員会委員となられまして、東京へ、7月7日には第1回の特別委員会へ参加をされております。

このことにつきましては、特に委員長がどなたになられたかと申し上げますと、これ、また私びっくりしました。これは小田原市、神奈川県ですね。

神奈川県は県ぐるみでプラごみゼロ宣言をされております。特に2018年に鯨の子どもが、前に申し上げましたけれども浜に打ち上がったと。それを調べてみますと、腹から大量のプラスチックごみ、ビニール類等が出てきたということがございます。

私、なぜこのことを宣言にこだわりたいかと申し上げますと、もう市長が答弁されてから3年になりますけれども、本市には四万十に次ぐこの川に関する条例を制定していただきました。清流長良川等保全条例です。この趣旨に合致した政策にしっかりと取り組まれない。

なぜならば、私たち市民は、この清流長良川というものは日本一の川だと自負している方が多数見えます。ですから、やはり内外に向けても、市の立場を発信するためにも、プラごみゼロ宣言をしていただきたいわけでございます。

プラスチックのごみが、先ほどの質問にもございましたように捨てられますと、川も石に詰まります。詰まったところを水で流れて行くと下にこすります。砂もこすっていきます。よく川の中からおみを取り出してみますと、プラスチックのペットボトルがすれすれに、しゃりしゃりになっております。穴も開くくらいになっています。これが、いわゆるマイクロプラスチックです。これが海洋に与える影響というものは非常に大きく、調べてみますと、世界、地球の海の4分の1ぐらいしか、プラごみを食べていない魚がいるところが、それぐらいしかいないということでございます。

マイクロプラスチックは1000年たっても、2000年たっても分解することがなく残ります。これは

海洋だけのみならず、長良川におきましても、そのマイクロプラスチックは擦れたものは藻につきます。藻についた、その藻を鮎が食べておるわけでございまして、これは調べたことがないかもしれませんが、鮎の腹の中には、必ずや、少しの量でもマイクロプラスチックが存在するといえることがございます。

それを聞くと、ぞっといたしますけれども、やはり郡上市は、そうしたことを先頭に立って訴えることによって、市民、そして市外の方々も、郡上ブランドというものを新たに認識して、そして郡上というものはすごいな、やっとなるなということを言われるんだと思います。

そして、先ほども言いました、全国議長会の特別委員会におきましては、これは議長さんが行ってみえた資料を私事務局長から頂きましたけれども、一つの決議の中に、海洋プラスチックをはじめとするプラスチックごみの問題に関する調査をしろと、全国に向けて。

その中の内容を見てみましたら、各都道府県とかの市へのアンケート調査です。その中には、プラスチックごみ問題について議会としての取組があったら記入してください。もしくは、条例、意見書、決議、特別委員会の設置、もしくは、都市の宣言等があったら御記入くださいという部分もございます。

本市におきましては、こうした条例がしっかりできておりますし、そして都市宣言をなされておられませんので、遅くなった、早くなったということは申し上げませんが、しっかりとこのプラごみゼロ宣言というものを、市長さんの答弁と一緒にしっかりと早急に宣言をされたいということを希望しております。

このことにつきまして、担当部長、また市長にお伺いをしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 猪俣環境水道部長。

○環境水道部長（猪俣浩巳） お答えをさせていただきます。

プラスチック製品でありますペットボトルやビニール袋、発泡スチロールなどは、安価で利便性がよいことから、多く使われております。しかし、プラスチックが持つ、分解されずに長持ちする性質から、海に流れると海洋生物の生態系や、回り回って人間の健康にも被害を与えるものであり、地球規模の問題となっております。

海に流れるプラスチックのごみの量は、年間で800万トンとも言われ、2050年には、重量ベースで、プラスチックごみの量が魚の量を上回るとの予測もございます。

プラスチックごみ削減につながる郡上市の取組といたしましては、4 R運動、不要なものを買わないR e f u s e、ごみの発生抑制R e d u c e、再使用R e u s e、再資源化R e c y c l eの推進、ペットボトルや食品トレイ、発泡スチロールなどの資源ごみの分別収集、不法投棄防止に関する市民意識の向上を目的とした目指せごみゼロ、みんなの清掃日の実施、小学校への出前講座などを行っております。

また、環境保全推進事業の一環で、昨年12月からスタートしております郡上もったいないプロジェクトGumottaの取組は、食べきりポイント、またはお掃除ポイントを貯めて交換できる郡上独自のおしゃれマイバックを利用することで、レジ袋を削減することも目的の一つとしております。

プラスチックによる海洋汚染が深刻な問題であることは十分承知しております。今一層に、プラスチックごみを含めた不法投棄の削減につながる取組や環境保全に対する市民の意識向上を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(10番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 山川直保議員。

○10番（山川直保） 今、部長さんから答弁頂きましたが、実践していることは認めますし、それに近いことをもちろんされていることは、今、納得はいたしました。やはり私は都市の宣言ということは、非常に市民に与える啓蒙を普及することにつきましても大きい。そして、それによって漁協とか、例えば農業者につきましてもビニールを流さないとか、そうしたことにつながると思うんです。さらに、そのことをもっと啓蒙で普及して、そして郡上というブランドを高めるのであれば、今もう宣言していると同じような状態のことをしているわけですね。ですから、足りないのはもう宣言ですよ。3年私待ちました。市長さん、どのように考えますか。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思います。

御指摘のように、令和元年の12月議会において質問を頂きまして、私、答弁をさせていただきました。そのときに、宣言の重要性、必要性も十分認識をしておるということ、そして、また宣言をする際に、今お話もありましたように、もちろんこのプラスチックごみゼロの運動を進めていくためには、広範な市民の皆さん、そして、また、そういうものを排出する農業であるとか、あるいはスキー場関係者、あるいは、また、その影響を結構受ける漁協関係者とか、様々な人たちとしっかりこの問題の学習活動等を踏まえて、おおむね1年以内ぐらいに宣言をしたいという、そういうつもりで答弁をいたしたところでありますが、ちょうどその後、いわゆる何もかもコロナ、コロナと言っては申し訳ないんですが、コロナの蔓延、感染防止対策というようなことで、いろんな会議等がなかなかできなくなってしまったということも一つございます。そういうことで、結果として、今日まだ宣言に至っていないということでございますし、また、こういう環境問題で、その後いわゆる脱炭素社会への宣言、あるいは、そのための地球温暖化防止対策の計画を立てるというようなことで、こちらのほうは、市民、関係機関の皆様に集まっていただいて、協議会を設けて、今検討をしているところでございます。

ただ、対策としては、大きくいろんな問題が重なるところではありますが、問題の本質は地球温暖

化防止という、いわば気温の上昇を防止するのと、いわゆるプラスチックという、なかなか分解し難い物質がもたらす環境への悪影響という意味では、趣旨も違いますし、十分それを特別に特定課題として出して、しっかり対策を講じていくということの重要性は今も認識しているところでございます。

御指摘のように、少し時間がたってしまったことは誠に申し訳なく思っておりますが、この長良川とか、和良川とか、清流を抱える郡上市としては、そういう物質面としてのプラスチックの及ぼす環境影響、特にマイクロプラスチック、こういうようなことに対する問題点の重要性を認識しておりますので、可能な限り早く、そうした今の御指摘に応えるようなことをやってまいりたいというふうに思います。

(10番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 山川直保議員。

○10番（山川直保） ありがとうございます。安心をいたしました。

そして、田代議長が1年間の特別委員会の任期中にはお願いしたいと思ひますし、この特別委員会につきましては、2回、3回と委員会を繰返されまして、来年の2月中、そこで要望書を取りまとめて、関係各省庁、または与党本部のほうにも要望書が回るということでございまして、それまでにはお願いしたいなということを思ひます。

私、昨年度議長が終わる前に、この全都道府県のうちの約3分の1ぐらいに当たる委員をつくってほしいということが回ってきましたので、ぜひともここは私これ手を挙げたいということで、県内にはもう一つのところ手を挙げておりましたが、リモートで、くじ引きで当てさせていただきました、田代議長に東京に行っていただくことになりましたが、やはりどこの議員さんも、この郡上の長良川というのは必ず知ってみえますと思ひますし、そこで条例の取組をしていることを胸張って言っていただきたいということを思ひます。

現実には、鮎が涙を流しておるようなポスター、腹が透き通って、そこにプラスチックのごみが入っているようなリアルなポスターが分かりませんが、そのようなことも環境部のほうでも、また考案いただきたいなということを思ひますので、どうかひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

そしたら3点目の質問に移らせていただきます。これは単純に市道の草刈りについてということとを議題にさせていただきます。

市道における草刈りにつきまして、現状を問いたいことと、その草を刈っていない土地に住む人間の心境と、そして私たちがどこかへ出かけて、どこかのほかの自治体の道を見てどう思うかの違いを申し上げたいと思ひます。

よく、かつての政治のキーワードで「美しき日本」ということもありましたが、そして環境省が

でき、そして富士山が世界遺産になって、ちょうど私、あそこ静岡5区というところでございますけれども、三島から国道天下の1号線を箱根へ向かって上がっていました。

天下の1号線の歩道がどういう状態かと言いますと、本当にすごく草が茂って歩道だけですね。猫が通るにも鼻を擦るぐらいのやぶやったことを覚えておりまして、これは非常に心がいら立ったわけですね。

そして、思わず静岡5区の衆議院の先生の事務所に電話して、「天下の1号線やろう」と、「しかもあなたは今環境大臣のところでしょ、1号線の草から刈らなあかんやないか」と言ったことを覚えております。それは腹立たしかったわけですね。

逆に、私が今、この地元の道を通っておりまして、いわゆる私が思う観光道路と自分で位置づける道が、草が1回も刈られず済んだ市道がございます。2車線道路です。そこを観光客の方々が来る。そのときの私の心境は、逆に恥ずかしいなと思いました。

やはり、郡上市は観光立市として、町なか整備も非常に進む中、やはりそこを通られる方々というものが交通の安全にも非常に影響をいたします。

例えば、7メートル道路であれば、横の側線は50センチずつから入っています。その白線以上に入っていることに関しましては、特に大型のすれ違いというのは、なかなか3メートル、3メートルの中では難しいわけでございます。

ですから、やはりこの草で車を擦るのも嫌がる人もいますし、特にツーリングの方々は、逆に曲がるときにカーブでは遠心力を利用して、かたがわりますね。その方々は完全にヘルメットにばばんと当たるような状態です。ですからブレーキもかけにくい。もしそこに駐車されとったら必ずや事故の起きる確率は上がるということでございまして、私、この定義というものが、合併来1回もされてなかったんじゃないかと思います。

例えば、郡上市においてのイベントはA級、B級、C級という、ある程度仕分けをして、各町それぞれの予算を取っていたわけでございますけれども、この市道についての管理につきましては、これをA、B、Cというものはつけずに、やはりこの要望のあるところはやる、特に声の大きかったところはやる、電話いっぱいかかってきたところはやるというようなことがございます。

郡上市の市道につきましても、やはりこれは交付税参入されておまして、広い道、または狭い道ありますけれども、それに必ずや交付税が乗ってきているものと思われまします。郡上市の観光産業を支える、やはり見た目、道路の美装ということに関しましてはしっかりと行っていただきたいと思っております。1回にするのか、2回にするのかということでございます。

あと、もう一つ、行政にも甘えがあったかなと思います。それは、地元の人が、例えばいぶしもしくは奉仕作業で行ってくればええわ、何とか頼めんかななんて思っている気持ちもあったと思うんです。

しかしながら、そこをやっている地区もあるんです。やっている地区の方々、どういうことかという、当たり前のように真心を持って、その道をきれいにする、私たちの地域をきれいにするという気持ちもあるんですけれども、中には、この道って俺には受益関係ないよね、あそこはあそこでお店やっているから、あそこが刈ればいいんじゃないかという気持ちというのは、少なからず出ておりますし、内心は思っている方も多くあるんじゃないかと思います。

ですから、もちろん県が行っているロード・プレーヤーなどの組織をつくるということも大切かもしれませんが、これは観光道路として、これ盆前には1回刈る、そういうことをしっかりと定義づけたような形、ルールを執行部においても作成されて、今から対処されたいという思いでおりますが、部長の見解をお願いします。

○議長（田代はつ江） 小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） 御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

現在、市のほうで管理しております市道につきましては、約1,100キロという延長がございます。これに加えまして、郡上市内には、農道、林道につきましても生活道路という形での御利用をしていただいているものは膨大な延長があるというところでございます。

加えまして、近年では国や県におきまして、道路の新設改良等進めていただいている中で、その旧道につきましても市のほうの管理ということでの移管がされているところで、正直言いまして、管理をしていく道路というのはかなりたくさんの延長があるかというふうに思っております。

ちなみに、ここ数年ですけど、この道路維持管理に係ります費用としては、年間約2億円を投じておるといような状況でございます。その主な維持管理の内容としましては、老朽化等に伴います道路の附属施設の修繕とか、路面のクラック、ポットホール修繕に加えまして、沿道林の修景整備ということで、道路際の高木の伐採等、こういったものも行っておりますが、お話にありましたように、路肩の除草作業等については、なかなか手が届かない部分がありまして、沿線の地域の皆様方に御協力を頂いているというのが実情でございます。

そうした中で、お話もありましたが、近年ではこうした作業に御協力がなかなか難しいという御意見も承知はしております。また、場所によっては、いわゆる集落から離れておるところというところもありますし、地域の方に作業していただくには難しいところもあるというふうに思っております。

こうしたように、市の管理の道路、延長が長いということもありますが、全ての道路については、これまでそういったことの作業を実施することには当然予算も人手も必要であるということも関連はしてきたところではあります。

また、隣接する雑草につきましても、道路の地主の個人の方の土地というところもあって、立入については多少難があるというところも中にはある状況でございますが、市としましては、ただ

いまの交付金のこともありましたけれど、まずはできれば地域の方の御協力も頂きながら、道路の維持管理に取り組んでいきたいというふうに考えております。

先ほど言いましたように、集落間をつなぐ道路、こういったものとか、確かに危険を伴う場所、そういった箇所につきましては、やはり市のほうで状況を確認しながら実施をしていくということも検討させていただきたいというふうに思っております。

御参考までに1点ですけど、毎年8月が道路のふれあい月間ということになってございます。これに関連しまして、先般、大臣から感謝状を授与された地区があります。道路の美化活動としまして、白鳥町の中津屋の自治会さん、こちらが長年にわたりまして国道156号の植栽帯、ここの花の管理だったり、除草作業を行われたということで感謝状が授与されました。

もう1点、道路の愛護団体ということで、長年にわたり一般県道の清掃、除草活動を行っていただきました大和町の丸高商事さん、こちらもこういった活動に対しての感謝状を授与されたということで、こういった地域の方々の活動に対しましては、我々道路管理者としましても大変感謝を申しさすし、敬意を表したいと思っております。

議員のほうからお話がありましたように観光地域ということもありますので、こういった面に対する道路の必要性のあるランクづけ、こういったものに対して作業を行っていくという御意見でございましたが、現段階では、やはりそれにこしたランクづけということは考えてございませんけど、当然、郡上市に来訪される方にとっては、幹線道路というのが当然あるわけですので、そういった部分を主に考えていくということも、議員の御意見参考にさせていただきながら、今後の道路管理を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(10番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 山川直保議員。

○10番（山川直保） 前向きな答弁をありがとうございます。

それで、地元の方々をお願いするということに関しましても、やはり道路の除草中の事故とか、交通事故というのも近年ございましたし、非常に保険の問題とかいろんなこともあるかもしれませんね。

そして、特にやはり郡上市外から見えた方は、草刈ってなくて、車の通行に不自由があると怒りがつくんですね。我々としてみると、どうして刈っていないんやという気持ちなんですね、その観光客の人たち。私たちにしてみると、その方々の気持ち考えると、逆に恥ずかしいという、そんな感情を覚えました。

ですから、このことにつきましては、本当に今、また協議をいただきまして、どれだけの予算を確保しなければならないということもございますから、また、再度練っていただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

時間残しましたが、これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、山川直保議員の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後１時を予定いたします。

（午前 11 時 36 分）

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 1 時 00 分）

◇ 田 中 義 久 議 員

○議長（田代はつ江） 4 番 田中義久議員の質問を許可いたします。

4 番 田中義久議員。

○4 番（田中義久） それでは、通告に沿って早速一般質問を始めさせていただきます。

今回は、林業従事者の安全衛生対策と、そして、もう一つは食育並びに食の安全・安心についてと、この２つの課題について御質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、林業従事者の安全衛生対策についてであります。

総合計画のこの分野別基本計画、この２つ目のところに豊富な森林の保全と活用を図りますと、郡上市のこの林政の基本がありまして、その３つ目の施策に山を支える人づくりと、こういうふうに掲げられております。

それで、この山を支える人づくりの中に、もう一つ、主な取組ということで細目がありますけれども、主には森林技術者の育成、あるいは支援、確保、そういうことでありますし、もう一つは、ICT等のこの技術の導入支援と、こういうことがうたわれております。山づくり構想におきましても、やはり同じであります。

さて、皆様、御承知の方が多いと思いますが、８月に大変悲しい林業事業者の事故がありました。私も存じ上げている方で、この道の専門家であり、経営者であり、長い御経験のある技術者でありました。心からお悔やみを申し上げる次第でありますし、私、実は先週でしたか、御家族のところにお邪魔をさせていただきまして、お話を伺い、また、こういうお話をここでさせていただくということにつきまして、いろいろとお話をさせていただいた上で、本日のこの一般質問に臨んでいるものでございます。

通常、この林業従事者の方は、少人数で、あるいは一人で奥山へ入って仕事をされます。極めて厳しい環境の中で、本当に大事な仕事を担っていただいております。

木の国郡上、山の国郡上といって、日頃私たちは林業振興施策をいろいろと議論しますが、これからも確実にこの郡上市において林業を高めていただくためには、やはり安全衛生、この面

にもっと力を入れていく必要があるというふうに考えたわけでございます。

これは、皆さん共通に思ってみえることであると思いますし、当然、御専門の皆さんはそれを基本として日々従事されていることは間違いありませんが、しかし、市政の中にもそういう観念、そういう考え方をしっかり入れ込んでいくと、そして、それに対する対策を取っていくということが、非常に大事ではないかというふうに痛感したわけでございます。

そこで、市として、林業施策の中で林業従事者の安全衛生対策について、これまでにどのような課題が認識され、その対策はどのように行われてきたのでしょうか。まず、この点を担当部長にお尋ねします。

○議長（田代はつ江） 田中義久議員の質問に答弁を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、田中議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、このたびの事故に遭われました事業者様には、市の林業事業に関わっていただいております。これから御活躍がいただけると思っておりました矢先であっただけに、大変残念でならない出来事でした。

こうした悲しい事故がなくなるよう私たちも努力していかなければならないと改めて思う事故でございました。

さて、この林業の労働災害の状況というところから、まず御紹介をしたいと思います。厚生労働省が労働災害統計として公表しております産業別死傷年千人率というものがございまして。これは労働災害発生状況のうち、休業4日以上死傷者数に対して労働者1,000人当たり一年間に発生する割合を示すものでございます。

この業種別の死傷年千人率でございしますが、林業は令和3年、24.7という数字でございまして、全産業平均の2.7の約9倍という高い数字になっております。林業が全産業の中で残念ながら最も高いという数字でございまして。

岐阜県の発生件数でございますけれども、令和3年は死亡者数が1名、それから、今御紹介した業種別の死傷年千人率については43名ということで、全国8位ということで、これも残念な数値が出ておるといようなことでございます。

それで、災害の内容なんですけれども、この内容につきましては、平成28年から令和2年の林業における作業別死亡労働災害の発生状況ということで、一番多いのが、伐木造材作業、木を切って倒す作業、これが119件ということで、全体の65.7%。それから、集運材作業、これが31件、17.1%。それから、輸送作業が9件の5.0%などとなっております。

令和2年の伐木造材作業におけます死亡労働災害発生状況を見ますと、チェーンソーによります伐木作業が20件ということで、95.2%。そのほか機械によります伐木作業が1件、4.8という格好

になっております。なお、チェーンソーによります伐木作業20件のうち、事故、伐倒作業によるものが19件を占めるということになっております。

それで、この労働災害の防止の市の取組というものでございますが、市では林業技術者育成確保事業において、人材育成団体支援事業として、森林組合ですとか、また、林業事業者等が実施いたします労働安全対策に関します研修に係る経費の助成を行っております。

しかし、残念ながら、新型コロナの影響などもありまして、令和2年度、3年度については、実績はないというような状況でございました。

さらに、新規林業就職者確保対策事業というもので、新規的林業就業者に対します防護服等の安全対策用具の購入に、1人当たり10万円を上限に、費用の2分の1を助成を行っております。令和3年度は1名、令和元年度、2年度はそれぞれ6名の方に支援を行っておるというような状況でございます。

それと、今年度から新たにスマート林業技術等導入支援事業、こちらを実施しまして、緊急通報システム等の新技術の導入を支援しております。これはヘルメットにセンサーといいますか、そういうものをつけて、何か不測の事態が起ったときに仲間に伝えられるとか、そうしたようなシステムでございます。

また、加えて、本年度から林業木材製造業労働災害防止協会岐阜県支部の支部長に、郡上森林組合の笠野組合長が就任されたということもございます。こちらの協会とも連携を図りまして、市としても一層災害防止に取り組んでまいりたいといふように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

(4番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田中義久議員。

○4番（田中義久） ただいまのお話でも、やはり大変いわれる労働災害といいますか、そういうことで危険な状況が現にあるとこういうことでありますので、この山を支える人づくりの中で、基本、安全をしっかり確保しながら従事していただくんだというものを打ち出していく必要がなおさらあるなあというふうにして感じております。

今年7月19日に、議会、産業建設常任委員会が、森林組合の皆さんと情報交換、意見交換の場を持たしていただきました。ここには副市長さん、あるいは今の農林水産部の皆さんも御一緒をしていただいたわけですが、ちょうど今日、この提案要望書を持ってきました。やはりこの中にしっかりと人材の確保・育成と、そして並んで労働安全対策の強化ということがうたわれておりますね。この中のやはり2つの柱、これ1つセットで、そして人を確保し育成し、そして安全をしっかり守っていくんですよと、こういうふうなことがこの中にも提案をされ、要望されておるわけであります。

実際、市の計画では、推進とか振興というのが前面に出てきます。そのことはもちろん大事なことでありますし、実際、今年度の予算も本当に市長さんの熱意、あるいはお気持ちが出た林政の予算だというふうにして見ておりますし、それは大変喜んでいるわけではありますが、そこで、やはり個別の事業者、会社ということではなくて、この横断的に業界、団体がしっかりそういうふうな安全衛生対策の推進を図っていただくことができるように、市としても支援の充実強化が必要ではないかというふうに思います。

今まさに言われましたように、初めてその仕事に就かれる方には大いに初任者に対するセミナー、講座もあると思いますし、防護服とか空調服の導入もあると思います。

そして、全く私の思いつきで、これは高齢独居の世帯にこの緊急通報システムのペンダントがお配りされてますけど、僕はふっと思ったのは、そういうものは、もし山で仕事しているときに、もし事故とか急な病気に襲われたときに、ボタン1つ押せば緊急通報ができると、そういう仕組みがあるといいなあというふうに思っておりましたら、今、農林水産部長さんから、実はそのことの導入支援をしてるんだというお話がありました。昨年从这个機械が出てきたような話も聞きましたけれども、今、言われたようにヘルメットに装着してそれらを発信していくというものだそうですけれども、ぜひこういうものを普及をしていくと、そして応援をしていくと、導入に。こういうことは非常に大事なことであるというふうに思います。

また、いろいろなやはり専門の、現にそのお仕事されてみえる皆さんと協議していく中で、具体的に、そして会社は会社として、あるいは個人事業者として取り組まれること、そして団体として、そして行政として取り組むと、そういうふうに分けていくと思いますけども、いずれにしても、市長さん、私は林業従事者の安全衛生を前面に掲げていただいて、そのための新しい対策、また、市の新しい事業を打ち出していきたいというふうに思います。市長さん、お考えをお聞きたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたします。

まず、私からも、この前8月に起こりました痛ましい林業災害といえますか、事故についてお亡くなりになりました方に心からお悔やみを申し上げたいと思います。非常に郡上の林材業の中核として長年活躍していただいた方だけに、本当に私も残念に思っております。

さて、この今お話にありました、森林労働、林業労働というのは、私もこのちょうど市長室の外側をこの間ずっと生活環境保全林といいますか、そのような形でかなりたくさんのお木を切っておる作業を見ておりましたけども、やはり林業労働というのは、まず足場が急な斜面である、あるいは扱うものが非常に成長した木でありますと、重量もあり、長さ太さもあるというようなものを相手にする。

そしてまた、チェーンソーであるとか、刈払機であるとかという、近年ではそういう動力を活用した刃物を持って仕事をするとか、そのほかそういう切った今度は木を搬出をすると、そういったことも含めて、かなりもちろん機械化をされておりますが、その機械、重機等を扱う場所も非常に斜面で作業をするというようなことで、いずれにしろ、非常に他業種に比べても危険度の高い作業をやっているというところをつくづく感じました。

そういうことで、この林業労働災害、全ての業種についてそうですけれども、その安全を確保するということが最重要のことだというふうに思っております。先ほど農林水産部長が答弁しましたように、様々なことをやっておるわけですが、最近でも新聞にも出ましたが、一昨日、大和町の古道の市有林で、いわゆる林業労働災害のレスキュー訓練というような形で、実際に山で伐倒した木の下敷きになった人を救う訓練であるとか、こういうようなこともやりましたし、また、やはり県もこの林業労働で災害が非常に大きいということから、近いうちに林業労働災害撲滅推進協議会という組織をつくってしっかりやっていこうということを考えていらっしゃるようでございますので、こういうものに対しても、郡上市として積極的に参画をしていくということを考えております。

いずれにいたしましても、御指摘されましたように、まずはその仕事の場の現場での安全があってこそその人材確保であるというふうに思っておりますので、また新年度に向けて、足らざるころは必要な施策を充実するようなことを考えていきたいというふうに思います。

(4 番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田中義久議員。

○4 番(田中義久) 大変やはりそういう取組があるということを御説明いただきましたし、市長さんからは前向きっていいですか、本当に大事な御答弁頂きました。しっかり取り組んでいただくためにも、それから、これだけの郡上の山林資源を生かしていく、そして、これを産業としてこれからしっかりさらに発展していただくためにも、まずは安全で働いていただくと、そういうふうな思想をしっかり広めていくと。

そして、現場の皆さん、もちろんそういうことで日々やってみえるわけでありましてけれども、そこに対しての御支援であるとか、いろいろな応援の取組をぜひお願いをしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは2つ目ですけれども、食育並びに食の安全・安心ですが、今年の3月、議会全員協議会の場で、健康福祉部のいろんな計画取りまとめてでありましたけれども、非常にそういうものが私どもにも配付していただいて、拝見をしたところでございます。

まず、この2問目の初めには食育とは何かということ、そして、市としてその食育推進の施策をどのように進めようとしているか、特にこれから大事な取組というものは何かということにつきま

して、担当部長からお話を聞きたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、食育とは、食育基本法前文に、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることと定義されております。

市では、平成22年に第1次食育推進基本計画を策定、その後、第2次計画策定に当たりまして、食育推進会議が中心となりまして計画の策定、推進、進捗状況の把握、評価を行ってまいりました。

市ではこの計画に基づき、市広報誌への啓発記事の掲載、親子、男性、高齢者を対象とした料理教室の開催、関係団体と共同した食の祭典における食育チャレンジコーナーなどの体験型イベントの開催、また、企業訪問による働き盛りの年代に向けた食育活動を行っております。

第2次計画の実績評価としましては、食生活や食習慣においてバランスのよい食事ができる割合について、小中学生、高校生において目標値を達成しております。家族で食事をする機会については、中学生、高校生では目標値を達成。幼児や小学生についても改善をしております。子どもの孤食をなくすことを含め、共食の推進が必要であると考えております。また、減塩への意識につきましては、薄い味つけが大切だと思う小中学生、高校生の割合は45%前後となっております。学年が上がるにつれて高くなっており、成長とともに子どもの食の大切さへの意識の高まりが見られます。

しかし一方で、働き盛りの年代でのバランスのよい食事ができる人の割合は、18歳から40歳、41歳から64歳のいずれも減少しておりまして、この世代への働きかけが今後の課題と捉えております。

食文化や我が家の味の継承につきましては、保育園、幼稚園や小中学校において食農体験の機会が設けられ、また、コロナ禍で開催が困難となっております状況ではございますが、地域のボランティアによる郷土料理等の講習会などが開催されまして、郡上の食文化を伝える取組が行われております。

食の安全・安心の確保では、食材購入時に栄養成分表示を参考にする人の割合が2.3ポイント増加、また、地産地消及び特産物の振興についても、学校給食における地場産食材の使用割合が1.6ポイント増加しており、少しずつですが、食育推進の成果を感じております。

御質問にありましたこれから食育で力を入れようとしていることについては、令和4年3月に策定しました第3次計画において、6つの基本施策、「健全な食生活の実践」「食を楽しみ、豊かな心を培う」「食文化や我が家の味の継承」「食に対する感謝の気持ちの育成」「地産地消の推進及び特産物の振興」「食の安全・安心の確保」を掲げました。食に関する各団体と連携を図った様々な取組を実施し、郡上の食育を推進してまいります。

（4番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 田中義久議員。

○４番（田中義久） 食育というものは非常に幅広く、多面的な連携の中で推進されると思いますし、医食同源という言葉ありますが、まさにこの日々食べるものが体をつくり、そして健康を保持していく。そのためには、そのものがどういう食べ物がいいか、どういうふうにして食べるか、あるいは作っていただくことに感謝をすると、こういうふうな様々な分野に関わっていくわけですけど、この、特に基本施策の中に、地産地消とか特産物の振興、あるいは食の安全・安心の確保ということが大きなテーマとして取り上げられております。

そして、推進会議、メンバー見ますと、確かに農協の代表の方、農業生産者の代表の方も選任されておりますし、担当者会議も確かにこの農務水産課でありますとか畜産課とか、もちろん教育委員会とかそういう連携の中でこの取組はされていることはよく分かります。

そこで、農林水産部のほうでちょっとお尋ねしたいのは、一つは、ちょっとこれ、質問通告にここまで入れてませんでした。この間、産業建設常任委員会で農産物等の流通ネットワーク構築事業で大和の朝市の現場を見させていただいたときに説明を受けましたが、その中では、例えば学校給食の品目別の発注納品の一覧がありまして、ここで言うタマネギが3.5トン必要だけど1.2トン納品されていると。あるいはキャベツが3トン必要ですけど1トンですよ。ジャガイモが2.8トン必要ですけど1.3トン、ニンジンについては1.4トン欲しいんだけど0.1トンの納品と。こういう表を農林水産部からも御説明を受けたわけですけども、まさに学校給食の場に地場産のものがこれだけ求めているのであれば、計画栽培をしてつないでいくっていうことがあるというふうに思います。

そして、そういうふうな連携が実際に会議だけでなく、そういう意識として実際に実行されている、そういうふうなところの働きはしっかりされているのかどうか。そして、こういう今届いていない目標数値をどのようにして実現させていくかと。そういうふうなことについてお伺いをしたい。

もう一つ、実は自分の友達の方が関わってみえて、先般、「食の安全を守る人々」というドキュメンタリー映画を僕は、文化センターであったんですけど、見させていただきました。このプロデューサーをされたのは山田正彦という方で、かつては農林水産大臣をやっておられた方ですが、この方がたまたまこの本をたくさん出してみえますけど、この売り渡される食の安全ということの中で、非常に現場のレポートとか食というものは非常に大事で、今こういう心配がありますよというように、非常に危機感を持って訴えておられる。そして、自然の恵みを生かした有機栽培を非常に強く提唱されておりました。

農業経営にもいろいろな考え方もありますし、しっかり基準の中で取り組んでいただいているわけですから、そういうふうな幅広い取組の中の一つではあると思いますけども、この有機栽培ということにつきまして、郡上市としての見解、あるいは郡上市における今後の展望、これも少し合わ

せて御答弁いただきたいと思います。

○議長（田代はつ江） 田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） 失礼をいたします。まず、1点目ですけれども、農産物等の流通ネットワーク構築事業の関係でございます。

こちらの事業でございますけれども、議員のほうからもお話ございましたけれども、郡上市旬菜館を拠点といたしまして、生産者、直売所、朝市、またＪＡなど、生産側が連携して農産物等の量や、また品種といった生産状況を把握して、消費者であります学校給食、飲食店、宿泊施設等に、ＳＮＳ等を活用した情報発信によって受注発送を行い、各施設の市内農産物の消費を増すということで事業を進めておるということでございます。

今、議員さんのほうからお話ありましたように、なかなか今、こうした需要に対して野菜が足りない状況があるということは、先ほどお話があったとおりございまして、現在、青空市場連合とか、またこの青空市場の中で、そうした野菜の調整といいますか、作っていただける方については、ないかということでお話、依頼をしながら、今後も進めていきながら、学校給食、また飲食店さん等の御希望に答えていきたいというふうに考えておりますし、そうしたところで地産地消というものを一つ進めていきたいというふうに考えております。

それから有機栽培のほうでございますけれども、今、国のほうは緑の食料戦略、こちらのほうを打ち出しておりまして、その中で2050年までに耕地面積に占めます有機農業の割合を25%に拡大するということを目指す方向を示されておられます。

そうした中で、現在、国のほうでは、環境保全型農業の直接支払対策事業というような有機農業に取り組んでいただいている方に対して支援をするという、そうした補助金を設けておりますけれども、市内でも、そうした農業に取り組んでいただいております方もお見えになりますけれども、まだまだ数は必ずしも多くないというような現状でございます。

それで、有機農業につきましては、生産技術とか生産量、また、形がふぞろいなど農産物の理解などが課題としてまだまだあるということでございまして、今後もＪＡなどとも連携しまして、そうした実証に取り組みながら、市としても、課題を整理して普及に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

（４番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 田中義久議員。

○４番（田中義久） 質問がずばっと一つのことじゃないので、なかなか御答弁も難しかったし、時間がない中で申し訳ないと思いますが、実は今の緑の食料システム戦略のこともありますけど、先般のこの映画の中で、実は千葉県のいすみ市という自治体が、市長さんの宣言、これはいろんな方

との懇談の中で飛び出した話で、いすみ市は学校給食に全量有機米を使用すると、こういう取組を宣言されまして、そして、結果的には3年かかったそうなんですけども、2017年の秋ですか、23戸の農家の皆さんのその取組と、農林課の職員、非常に頑張ったそうなんですけども、全量有機米使用を達成したということです。ほかにも、もう1件ぐらいはあるようなんですけれども、それは紹介されておりました。

郡上市のこの学校給食の現場で、子どもたちの健康や心身の発達に関わる食の安全・安心の確保について、この学校給食の現場ではどういうふうな安全の検査、確認、そして提供がなされているかということをお尋ねをしたいというふうに思います。今、諸状況の中で非常に輸入品が多いわけなんですけども、その輸入品というのは製品としてできてきていけばそれをまた分解して検査するっていうわけにもいかんでしょうし、大変難しい現場の御苦労があるんだろうというふうにして思っておりますが、そういうふうな仕組み。

それからもう一つは、先ほどの地場産の野菜の話もありましたけれど、地場の皆さんが作ってくれた地場産の野菜というものに対する期待というようなものもあると思うんですけれども、そういうことにつきまして、教育次長からお伺いしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） お答えします。

学校給食のパンの検査の状況等でございますが、給食のパンにつきましては、岐阜県の学校給食会に委託しております。学校給食で使用するパンにつきましては、岐阜県産の小麦と輸入小麦を5割ずつ配合して使用しております。岐阜県学校給食会の検査としては、粉になった状態で年に2回、残留農薬、放射線、カドミウムの検査等を行いまして、安全を確認しております。

お米につきましてですが、こちらにつきましては同じく県の学校給食会に委託しておりますが、使用するお米につきましては、JAから購入しております。新米が取れたときに年1回、残留農薬、そして放射線、カドミウムを検査しまして、精米になった状態で年2回、残留農薬、カドミウム、品種鑑定検査等を行っておるという状況でございます。

特に学校給食センターにおいては、センター自体で検査は行うことができませんので、学校給食衛生管理基準に基づきまして、食品の選定等を行っております。

食につきましては、過度に加工したものは避け、鮮度のよい衛生的なものを選定するよう配慮しております。有害なもの、またその疑いのあるものは避けております。有害、もしくは不必要な着色料、保存料、漂白剤、発色剤などが添加された食品、または内容表示、消費期限及び賞味期限並びに製造者、販売業者等の名称及び所在地、使用原材料及び保存方法が明らかでない食については使用しておりません。可能な限り主要原材料の原産国についての記述がある食品を選定して活用しておりますと。

あと、いすみ市の取組につきましては、私どもも本当にすばらしい取組と思っております。今後、国や県の動向であるとか、市内の有機農業の取組状況、安定的な供給や価格面について把握をしつつ、市内産の有機農産物を使用した学校給食の提供について、特に農林水産部と連携しながら、いろんな場面で議論を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(4 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田中義久議員。

○4 番（田中義久） ありがとうございます。いすみ市の例もしっかり調べていただいて、そして今、見解を出していただきましたけれども、やはり国でも緑の食料システム戦略を始めていくと。郡上市も、さっきの食育というこのくくりの中で、これだけ取組をしようと、それは各課、あるいは各分野の皆さんがそこにちゃんと糾合されて議論されるという場があるわけですから、郡上市の独自のそういう取組を進めながら、しっかり生産も増やし、そして、これから子どもたちのために安全なものをしっかり提供できる、そしてそれに感謝が起きる、そういうふうないい循環をつくっていく郡上の独自のこういう農政、あるいは食育、そして教育というものにつないでいければいいなあというふうにして考えながら、御質問させていただきました。

ちょうど今月号のこの広報を1枚めくりましたら、郡上の大地をいただきますと、自分が質問しようと思ったことがまさにここに全て書いてあるような気がして、読ましていただきました。大変うまくまとめてありますし、この中にも食育という言葉が幾つも出てきます。そして、その意味はどういうことなんだっていうふうにして解説もされてあります。

そこで市長さん、先般、川合小学校で郡上の大地を味わう日、私どもも同席をさせていただきました、漁業組合の皆さんの御協力もあって、郡上鮎の塩焼きと、骨まで頂けたというわけでありまして、大変いい機会にはなったんだと思います。ただ、少し子どもさんには不慣れな感じも現場では持ちましたが、市長さんのこの総括、これは今までのお話の食育のとの総括と、それからこの郡上の大地を味わう日、この広報見ると、毎月やるという企画になっているんですね。

その中で、どういう取組をこれからしていこうというふうな市長のビジョンといいますか、お考えをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） この郡上の大地を味わう日は、議会のほうからも御提言があったものを基にして今年度始めたわけですが、目的は食育、食を通して、やはり人が一生健康で生きるためのいろんなことを、学びをするということと、郡上の、やはり農業の振興ということもあろうかというふうに思っております。これからこの年間を通じまして、もう既に済んでいる部分がありますが、大体約10回程度、各学校でこうした郡上の特産物を味わっていただくということをやってまいりたいというふうに思っております。

御指摘のように、7月8日、産建委員会の皆様方と一緒に川合小学校を訪れて、私も子どもさんたちにこの郡上の特産の鮎の塩焼きというものを食していただくということで楽しみにしてまいりました。ただ、若干、御指摘いただいたように、私も鮎の塩焼きというのが出てくるというんで給食で出されたものを見ましたら、ちょっと戸惑いを若干感じましたけども。

ただ、これはよく考えてみると、非常に大量の給食を給食センターで調理をするとか、それから、子どもたちにはやはり一定の健康基準で、給食では小学生は1日食塩2グラム未満、それから中学校では2.5グラム未満というような形でそういうことを計算しますと、他の部分に含まれてる食塩、塩分も計算しますと、この鮎の塩焼き1匹に使える塩は0.4グラムというようなことで、本当に細かく吹っかけた程度の塩しか使えないとか、そういうようないろんな制約があるその中で、給食センターの現場の人たちは非常に知恵を絞り、苦勞し、頑張っって子どもたちにおいしい郡上の特産物を給食で出そうということで、頑張っってくれております。

こういう試みは一遍に何もかも100点満点というわけにもいきませんので、子どもさんたちのいろんな感想も聞きながら、徐々に改善をしていければというふうに思いますが、とにかく非常に子どもたちも喜んでくれて、いい試みだと思しますので、今後も続けてまいりたいというふうに思います。

(4番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田中義久議員。

○4番（田中義久） ありがとうございます。ちょっと時間過ぎてすみませんでした。やはりある場面では子ども会、ある場面ではPTA、家庭、そういうところに分担しながら、総合的な取組になるということも当然食育の場合ありますので、そういうことも含めて、これから発展させていっていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、田中義久議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は1時50分を予定いたします。

(午後 1時42分)

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時50分)

◇ 野 田 勝 彦 議 員

○議長（田代はつ江） 9番 野田勝彦議員の質問を許可いたします。

9番 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） 日本共産党、野田勝彦でございます。よろしくお願いいたします。

議長のご許可を頂きましたので通告に従いまして、今日は2項目、大きな項目で2つ用意いたしました。

まず、第1点目ですが、故安倍晋三元総理の国葬への対応ということで伺います。

安倍元総理は、参議院の遊説中に御承知のとおり、ああいう形で銃撃を受けられました。そして亡くなられたわけですが、大変な不幸なことで、私ども日本共産党も党首をはじめとして、深い哀悼の意をずっと表してまいりました。

また、この暴挙に対する厳しい批判をこれまでも繰り返してまいりました。

一方、岸田政権は、この安倍晋三元総理の葬儀について、9月の27日、間もなくであります、国葬という形で葬儀を行う、これを閣議の決定で行いました。この国葬決定に対して、実に多くの疑問やあるいは反対が表明されております。

その声は、世論調査にもよく分かるんですが、最初は比較的肯定的な意見もあったようですが、日に日に反対意見が増えてまいりまして、今では、御承知のように全ての世論調査において多数が反対、あるいは実施すべきでないと、こういう結果になっております。

これに対して、政府のほうは、これは国民一人一人に喪に服することを求めるものではないと、あるいは官公庁や会社や学校に対して、当日を休日にするとか、あるいはメディアに対して歌舞音楽の自粛要請はしない、失礼しました。しないではなしに現時点では考えていないと、こういう答弁をしております。

これはいずれも、留保つきといいますか、現時点では考えていないけど将来は分からない、あるいは、国民一人一人には要請しないが、国全体としては要請する、こういうことにも考えられるわけですね。

そこで、最初に伺いたいんですが、今現在、この郡上市のほうへ、国または県のほうから国葬に対する通達やお願い事項は来ていますかどうか、これについて伺います。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 野田勝彦議員の質問に答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 失礼をいたします。9月の27日に行われます故安倍元首相の国葬に関しまして、国や県からの通知また要請というものは現在のところございません。以上でございます。

（9番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） ありがとうございます。現在のところはないということで非常に簡潔にお答えをいただいたわけですが、通達が来ていないということを鑑みて、前回といいますか、随分昔の話ですが、1967年ですから若い方にも御記憶はないかもしれませんが、吉田茂元総理が国葬を行われ

ましたといえますか、国葬が行われたわけであります。このときも大きな反対世論が湧き上がりましたが、政府はこれを強行したわけであります。

そのとき、当日における弔意表明として、一つ、弔旗を掲揚する、まあこれは普通半旗だと思いますが、黙祷を行う、午後は勤務を要しない、そして、歌舞音曲は自粛する、こうしたことを官公署や学校その他一般に対して、同様の哀悼の意を表すようにという協力要請をしているわけです。

しかもそれは、当日の6日前に出されているんですね。ずっと前1週間以上ですね、2週間、ひと月前とかそういう段階ではないんです。しかも、葬儀の前日です。前日には国葬儀委員長の名前で1分間の黙祷と弔旗の掲揚と歌舞音曲の自粛がなされるように期待するという国民への放送があったわけです。

だから、こういうことを考えてみると、この後、数日しかありませんが、そういう依頼がなされるかもしれません。私は、あり得ると、かなり思っております。

そこで次に、もしその通達や願いがあった場合、郡上市としてはどうするのか、今段階ではないので、このまま過ぎ去っていけば、この問題はないんですが、もし通達がこの後、出された場合はどうされるのかという問題であります。

これに関わりまして、二、三、あらかじめ申し上げたいことがあります、まず第1点は、明治憲法の下では国葬令というのが、まあいわば天皇の賜するという形、天皇から賜するという形で国葬令というのがあったわけです。したがって、法的な根拠があった。事実、何人かの方が国葬に叙せられているわけでありますが。

ところが、現在の日本国憲法の下では1947年だったと思いますが、現憲法の大原則である国民主権と基本的人権の尊重に合致しない、合わないということで、この国葬令は廃止になり失効しているわけです。したがって、現憲法下では国葬はやってはならないことになっている、ここは私は大変重要だと思います。

ところが政府は、やるという法の根拠を内閣府設置法第33条で儀式を行うこと、ここに求めているわけですが、考えて見れば、憲法制定時にそれを廃止されたことを、この儀式を行うことだけで実施できると考えるのは、大きな問題点がある、これは拡大解釈といえますか、この儀式を行うこととしては内閣府がもし儀式をやるならば、これは内閣府が担当するんだよという意味なんです。国葬をやっているということには全くならないわけであります。そういう意味では、憲法の理念に反するということです。

もう一つ、当初1億数千万の経費を予定しておりましたが、ここにきまして16億余円、大変大きな予算を使うというふうに発表されております。この国の予算16億円余を使うっていうことは、もうこれは完全に公共性が問われることになります。あの私的に使うわけではありませんから。

時の政権が、政権の主観的な感情といえますか、この亡くなった安倍元首相に対する哀悼の念を

国葬であらわすといえますか、これはまあ言ってみればその政権の主観的な感情、これに国葬を充てるということは、まさしく国葬の私物化に当たるのではないかと、この点からも憲法の理念に反するのではないかと思います。

もう一つ重要な点ですね。在任期間が大変長かったから、もう一つは国政に関して大変大きな功績がおありだった、外国からの弔意が寄せられている、これらの理由はいずれも国葬令というのは法的にあつて、じゃあ安倍氏をこれに該当させるのはどうなのかという、その判断基準でありまして、国葬をやっているということには全くならない、こういう観点からも考えなければならんと思います。

弔意は誰に対するものであっても、憲法19条がこの保障する内心の自由です。この内心の自由に関わる問題でありますから、ましてや国家やその機関が弔意を国民に求めたり、あるいは弔意を間接的であっても強要したりすることは、あつてはならんことだと思います。

以上のことを踏まえて、次のように伺いたいと思います。なお次の質問は、市長のほか、もう一つ教育長にも、ぜひとも学校教育の中立の観点から御答弁いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

伺いたいことは、国葬に関する国あるいは県からの通達が、今後あつたとした場合市及び学校においては、それぞれどのように対応されるのかという伺いであります。

よろしくお願いします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） 今回の安倍元総理の国葬に関しましては、ただいま市長公室長が答弁をいたしましたように、現時点においては国や県から何も要請や協力のお願ひ等が届いておりません。したがって、もしこの先何らかのことが届いた場合には、その内容に応じて対応を検討してまいります。

○議長（田代はつ江） 熊田教育長。

○教育長（熊田一泰） まず、初めに、安倍元首相の襲撃事件につきましては、暴力によって、ましてや相手の命を奪ってまで自分の意見を通そうとする許されない暴挙であり、生命の尊厳や言論の自由、民主主義の原則を教える学校教育においても、我が国の将来を担う子どもたちにきちんと伝えたい出来事であると考えております。

謹んで故安倍元総理の御冥福をお祈り申し上げます。

故安倍元総理首相の国葬につきましては、先ほど市長も言われたように、現時点で県教委から指示や要請は来ておりません。現時点では、郡上市教育委員会としましては、学校における半旗の掲揚や黙祷の指示、あるいは音楽や行事の制限などは考えておりません。

また、各学校長の判断で行いなさいというような指示を出す考えもございません。

今回の国葬の是非については、議員も申されたとおり、教育基本法第14条でも学校の政治的中立性について述べられているとおり、教育委員会が論ずるべきものではないと考えております。

8月26日に開催された定例の教育委員会においても、授業を中断して黙祷を行わないというようなことなど、授業に集中してもらうことについて全教育委員さんの賛同も頂いているところでございます。

なお、議員の御質問にあるように、じゃあ今後指示要請が来た場合にどうするかということについてのお答えでございますが、いわゆる地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法というもののですが、地教行法の第48条には、文部大臣は都道府県教育委員会、または市町村、あるいは都道府県教育委員会は市町村の教育委員会に対して、指導助言できるというようなことが書かれてあります。その点でもしそういう要請が来た場合は、内容をよく吟味しまして対応したいというのが、現時点のお答えでございます。以上でございます。

(9番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 野田勝彦議員。

○9番(野田勝彦) お二方から答弁頂いたんですが、市長のほうからはちょっと寂しい内容で、私としましてはちょっと納得し難いところもございますが、現在のところ、何もないものに、あらかじめこうするああするとは、なかなか言えないという、そういうところかもしれません。

まあしかし、先ほど私、申しましたように、そもそもやってはならない行事、国葬、その辺でいろいろな御見解もおありかもしれませんが、国葬そのものは憲法は認めていない、それを強行するところに市としてどう対応するのかというのは、非常に私は何といいますか限定的といいますか、まあ消極的であるべきであると、そういうふうを考えております。その辺の観点を十分御配慮いただきたいと存じます。

また、教育長のほうからは前向きな御答弁をいただきまして本当にありがとうございます。ただ、これからどんなお願いが来るかもしれませんが、そのときも基本的にやっぱり郡上市教育委員会の独自性といいますか、主体性を最大限大切にしていきたいと存じます。

以上で、この質問を終わります。

2点目でありますが、先ほど4番議員のほうから詳細な質問と詳細な答弁がございましたので、かなりの部分で重なるかと思いますが、できるだけ違った視点で、また改めてお尋ねしたいと思います。

最近、よく聞く言葉にサステナブルという言葉がよくあります。私は、以前、ちょっと前は全く聞いたことがないような言葉でして、最初は何のこっちゃいなと思ったんですが。

国連がSDGsというのを表明してから、にわかにこれがSDGsのSの字に当たりますので、注目されるようになったわけであります。これは持続可能というふうに普通訳しておるんですが、

逆に言うと、もう持続できなくなるよという危機感ですね、裏返すと。

そうでなければ、こんな言葉が度々出てくることはないはずですから、持続できなくなる、どういわけでしょうか。これは国連に言わせると地球環境として、個々の国々にはそれぞれのいろんな事情がありでしょうし、また、違った特徴もあるでしょうけれども、地球環境として、危機的でありますよという表明をしているわけなんです。

私たちは、今まで地球環境を考える場合、緑の田園、地球環境というのは私たちの郷土といったほうがいいかもしれませんね。郡上の中もそうですけどね。緑の田園と青き山々、ふるさとの歌の中にも歌われておりますですね。山は青きふるさと、水は清きふるさとですね。ああいうイメージを持っておって、第一次産業、農林水産業こそ、この緑を守り環境を守る産業だと思ってきましたので、私もそう思いたいですし、そう思っております。

ところが、現実はどうも違うみたいなんです。すなわち農林水産業こそ環境破壊の最大の元凶であると、えっ、本当かいなと、ちょっと疑問に思うんですが。

巨大な煙突からもくもくと出る煙とか、濁った廃水が海や川に垂れ流されるという光景こそ、あれが破壊じゃないのと思うんですが、いや、それも確かにそうでしょうけども、最大のものは実は農林水産業だという、誰がそんなこと言ったのか、実はこれ、昨年、2021年国連食料システムサミットというのが開かれて、この会議の中で採択された表現にうたわれます。

現代農林業は、最大の地球環境破壊要因、えっと思いますよね。これは郡上の中で見ると決してそうではない、むしろ、逆だよと言いたいところですが、ただ地球規模で考えると、これはまんざらうそでもないといえますか、かなりリアル感が出ておるんです。

例えば、御承知のように熱帯林の大規模伐採ですね。伐採した後には農場開いたり、あるいは牧場開いたりして人間の食料を生産する、我々もその恩恵に預かっているんですが、そして、その中から砂漠化が進んでいく。

あるいは、大陸の農業は非常に粗放的で、日本のようにちまちまと雑草を取ったりなんかするというようなことはほとんどない農業ですね。ですから大量の除草剤と農薬、殺虫剤を散布します。

面積が広いですから、単位当たりの散布量でいえば、日本のほうがはるかに大きいです。これは後からまた紹介しますけど。

あるいは、水産業でも育てることはあまりしないで根こそぎ取っていくという、様々な観点から、地球環境を大規模に阻害している要因になっている、これはあながちうそとも言い難いところではないでしょうか。

こうした認識が、昨年、国連の中のサミットで、こうしてできたわけですが、その前後から世界の流れは変わってきているんですね。例えば、EUでは「農場から食卓まで」そういうキャッチフレーズをつくって、そして、環境保全型農業へ転換をする宣言をしています。

例えば、有名な除草剤グリホサート、あるいは殺虫剤であるネオニコチノイド、こうした農薬を大規模な範囲で禁止をしています。規制を超えて禁止の段階、そして、規制ももちろん強化する、そして、先ほど4番議員のお話の中にも登場しました有機農業を目指す。

また、アメリカの前の大統領、*バイデン氏はアメリカファーストの中で、パリ協定抜けたと言って脱退しましたですね。そして、アメリカはパリ協定に縛られないと宣言したわけですが、今、バイデン氏になってからは、パリ協定に復帰しているんです。

そういう流れの中でアメリカの農業も環境重視の姿勢を取り始めておる、こういう世界の趨勢流れの中で、昨年の5月に先ほどもこれ登場しましたが、緑の食料システム戦略、これを何と農水省が決定し、これを実践すると宣言したわけです。

それぞれの分野や学者の中からは、びっくり仰天といいますか、これ大変革である、という声も出てきているんですが。

まず、質問の第1点目ですが、この緑の食料システム戦略というのは、どんな内容なのか、何をやろうとしているのかを概要で結構ですので、説明していただきたい。お願いします。

○議長（田代はつ江） 田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） 御質問にお答えをいたします。緑の食料システム戦略の概略について御説明をさせていただきます。

この緑の食料システム戦略でございますが、令和3年5月12日に決定をされたというものでございます。それで、農業の関係について概略説明させていただきますと、主なものを上げさせていただきますが、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現ということで、温室効果ガスの削減ということが、まず1点目に上がっております。

それから2番目としまして、低リスク農業への転換ということで、総合的な病虫害管理体系の確立・普及に加え、2040年までに、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に変わる新規生物農薬等の開発により、化学農薬の使用量を2050年までに50%低減ということとか。ですね。

3番目に輸入原料や化石原料を原料とした化学肥料の使用量を2050年までに30%低減。また4番目として、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を2050年までに25%拡大というようなところが主なところでございます。

そのほかにも、農業以外にも食品産業、また林業などにもそれぞれの指標が設けられるというようなものでございます。

以上でございます。

（9番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） 聞きますと、えっ本当に実現できるのというような、そんな内容に私は思える

*後刻訂正あり

んですが、皆さんどうでしょうかね。

CO₂のゼロエミッション、これは我が郡上市も掲げていることですのでね、いいとしまして、化学農薬を50%削減するという、これほど農薬依存が強い、大きい中で50%削減、化学肥料、先ほど10番議員の質問の中にも、これから化学肥料はもうなかなか大変だと、物価高騰の中で上がってくるし、これはできれば削減したほうがいいんだということで、肥料そのものも削減すること30%削減。

今、日本の農業本当に多肥農業でやっているという、その中で3割減らすというんだから、これまた大変なこと、有機の面積を25%に広げる、面積で25%、現在は0.1%ぐらいですよ、有機農業の面積は、なきに等しいくらい少ないんです。これを25%、あと30年後です、2050年。

ところが皆さん、EUのほうは、ほぼ同じ目標を、実はあと10年で達成しようと、10年ないわ、2030年目標ですから、あと8年しかありません。ですから、進んでいると言ったらいいいのか、すごいと言ったらいいいのかね。

この目標ですね、どうしてこんな目標掲げたのか、やっぱり先ほど申しましたようにサステナブルを課題とした場合は、これぐらいのことはやらなきゃ、そうならない、こういう危機感だと思います。

今まで日本の農業は一つは大規模にしよう、もう、ちまちま細々とやっとなんたでは、もう追いつかんということで大規模化、それから多肥、先ほど言いましたように多農薬、こういう効率優先の農業から、全く逆のいわゆるこれはアグロエコロジーといっておりますけど、アグリカルチャーとエコロジーをくっつけた新語のよう、農業です。

アグロエコロジー、この概念は全く逆ですね。小規模化、家族化、農業はもう小規模で家族でやるんですよ、国連のほうも家族の農業を10年、家族農業の10年と言っていました。

それから有機化、先ほどありましたように、もう一つは多様化であります。と同時に最後は、循環と連帯を大切にする農業食料主権、こういう概念を提唱しているわけです。

この中で一番大きな問題点は、やはり私、農薬ではないかと思います。この農薬の有害性は今や、先ほど4番議員の提案にもありましたように、本当に深刻な事態なんですよ。あまり広がってないかもしれませんが、本当はこれ国民的な関心事にならなきゃならんと私は思っておりますが、深刻です。

特に、ネオニコチノイドの毒性は、御承知のように分解しにくい、ということはいつまでも続くんです害毒が。

それからもう一つは、水溶性ですから水に溶けてしまって、その水分を吸収する植物がみんな吸い込んでいく、だから害虫に効くわけなんですよ。水溶性で持続性、これが怖いんです。だからいつまでも残り、川や海や湖に入っていくってこの害毒をまき散らしていく。

御承知の方もいるかと思いますが、島根県に宍道湖という湖がありまして、ワカサギとシジミの宝庫でございましたが、ぱたっといなくなっちゃった、今はもう壊滅状態だといいますね。もう漁師は廃業であります。それを餌にしていたスズキもウナギもいなくなった、今あるのは真っ赤に燃える夕陽の湖だけであります。

あれは、今から二十数年前、ネオニコチノイドが普及し始めてから激減していったと言われております。皆様方の庭や裏山や周りの田んぼに飛んでいるトンボをイメージしていただきたい、飛んでいるチョウチョウもいなくなりました。バッタもイナゴもカエルすらあまりいなくなって、それを食べる蛇も寂しい限りでいなくなりました。よう空に舞つとるトンビが生きていけるなと思うぐらいであります。

こういう状況は生物の多様性を破壊するばっかじゃなしに、人間の発達にもどえらい大きな影響を与えるというのを、この研究が出ております。

今回、こういうパネルを作ってみたんですが、余りにも小そうで、これはまずいなということで、事務局にお願いしたらタブレットのほうに入れていただきましたので、今日の一般質問1日目のところに入っておりますので、御覧いただければありがたいです。

この2つの青い棒グラフと赤い棒グラフがありますが、青いほうの棒グラフは単位面積当たりの農薬の使用量、韓国が最大で日本が次ですね。1平方キロ当たり、1トンから1.4トン、まあ1.4トン近いですね、すごい量使っています。日本は2番目で韓国を競っている、がたっと減ってイギリス、アメリカ、デンマーク、カナダ、スウェーデン、オーストラリアと、こんな使用量です。

これは単位面積当たりですから、先ほど言いましたように大面積の粗放農業は、量的にはもっと多いと思いますよ。きっとね、面積が大きいからです。

左側の赤いグラフ、これが問題なんです。これは自閉症や広汎性発達障害の有病率、人口1万人当たり何人発症しているか、韓国、日本、イギリス、アメリカ、右と一緒にですね。

ちょっと前後しますが、スウェーデン、カナダ、オーストラリア、デンマークと、この相関性がやっぱり問われるんです。因果関係は確証しておりません。因果はあるかないか分かりません。でも相関性は確実にある。

次のグラフを御覧いただきたいと思います。今度は縦長になりますので、こういうグラフであります。上のグラフは、ネオニコチノイド系の農薬の出荷量ですね、出荷量ですから1992年から出荷が始まって、このとき出てきた最初の農薬は、ネオニコチノイド系の中のイミダクロプリド、何か舌を噛みそうですね。そして、やがて出てくるジノテフランがものすごい勢いで吹いていくわけです。本当に読みにくい名前ばかりですが。

1994、5、6あたりから急増していきます。これは先ほど言いました宍道湖のシジミがいなくなったのとぴったり一致する。そして、下は通級による指導を受けている児童生徒の数の推移と、こ

れは文科省が出している数字であります。

このネオニコが登場する以前からも、もちろん自閉的な症状の子どもさんはいたんですが、もうこの増え方見れば分かりますですね。激増と言っていいと思います。1万人そこそこが今8倍、これからこの流れでいきますともっと増える、これ右、ずっと上がっていくと思いますね、この状態でいきますと。

この高い相関性がやっぱり問われているわけなんですよ。そんな意味で、この化学農薬を50%とする目標を掲げている日本の目標、これに対して、さて、郡上市どうしたらいいんでしょうかという、そういう問題が出てくるでしょう。

で、質問ですが、ネオニコチノイド系の殺虫剤の環境や人体に対してどう影響をしているかという認識をお持ちなのか、それはどうやってなくしていったらいいのかというお考えなのか、大変難しいことかと思いますが、もし、ありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（田代はつ江） 田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） お答えをさせていただきます。

大変難しい問題ということは私どももよく認識しているわけですが、現在、市内でカメムシとか、またウンカの水稻防除においてスタークル液剤、また粒剤等ネオニコチノイド系の農薬を使用しておりまして、ちなみに農協による無人ヘリの防除については、令和4年については、161ヘクタールの水田に散布が行われておるといような状況でございます。

日本の多湿の気候では、病虫害また雑草が多く発生をいたしまして、欧米などと比べて農作物の被害を受けやすい環境にあるということでございます。そのため、農業経営を行う上で農薬を効果的に活用することは、病虫害などによります被害を回避する、または、軽減し、収量や品質を向上させるなど、重要な防除の手段の一つとなっているということが現在の状況でございます。

それで、今、人体の影響ということでございますけれども、具体的にその農薬の人体の影響というところについては、農林水産部としては今のところ把握をしていなく、被害の状況というところでは何かあったということで報告を受けておるといことですが、今、このような中、農薬はその安全性の確保を図るために、これまでも農薬の取締法に基づいて、製造から輸入、そして販売、使用に至るまで全過程で厳しく規制をされておりまして、さらに農薬が基準を超えて残留をすることがないように、この農薬取締法によって、使用基準が設定をされておるといものでございます。

また、食品中に残留する農薬などが人の健康に害を及ぼさないように、残留基準を設定しまして基準値を超えて残留する食品の販売とか輸入などは、食品衛生法によって禁止がされておるといような状況でございます。

それで、今、緑の食料戦略の中でも化学肥料、化学農薬の使用量50%低減を目指すというような

方向性が示されておるわけですが、この化学飼肥料50%低減もまだ今後いろんな課題もあるということで、市としても、引き続き、このネオニコチノイド系農薬の使用低減と移行を進めるということについては、今後、研究と、それと農薬が適正で安全に使用されるように啓発に、まず努めていきたいというふうに考えておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

(9 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 野田勝彦議員。

○9 番（野田勝彦） 5 分を切ったら、新たな質問に入らないということがございますので、最後の 3 つ目の質問は、教育長さんには大変申し訳ございませんが、先ほどの次長さんのお答えに代えさせていただきます、4 番議員さんと重ねてということで、よろしくお願いいたします。

今ほど部長から答弁ございましたように、日本には、そういう規制を行うための基準はいっぱいあるんですね。残留の基準とかですね。ところが基準の一つは非常に緩いということ、それからネオニコに関しては基準はほとんど意味がない、わずかでもあったら非常に大きな影響を与えるという、ですから基準を超えないから安全だというのは全くの幻想だということの一つ申し添えて、私の一般質問を終わりたいと思います。本当に時間も足りないところを申し訳ございませんが、お許しください。ありがとうございました。以上で、終わります。

○議長（田代はつ江） 以上で、野田勝彦議員の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。

(午後 2 時 29 分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 田 代 はつ江

郡上市議会議員 美谷添 生

郡上市議会議員 本 田 教 治

